

貸付地八萬九千八百十六町步餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地二萬八千六百十六町步餘に達せり。

第二節 移民

第一款 概説

交換前の殖民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所謂殖民としての事蹟に至りては素より論ずるに足るものなかりき。

明治維新後北海道に開拓使の置かるゝや本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一葦帶水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに農工業に従事するもの數百名を募りて之に賄料及手當を給し専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付玄米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年金五兩を支給するの外畑地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收穫高の三分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實績を擧ぐる事に勗めたりしも遂に成功を見るに至らず。明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十一町步に過ぎざる有様にて従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開發に苦心せる跡を尋ぬるに、或は人馬繼立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開鑿し漁場を官營となす等、直接間接に移住者の保護獎勵に對する苦心の跡歴然たるものありしと雖も、移住者は風土に慣れざる結果罹病者並に死亡者増加し、一方露人との紛擾亦常に絶えず所謂内憂外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの續出し、遂に明治八年千島樺太交換條約を俟たずして移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の殖民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移住民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の荏苒決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の殖民概況 明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち年々本國より

區別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
戶數	三三八	六七三	六六六	六七七	一、〇四六	二、六五七	二、七四九	二、三七八	一、七八〇	一、一〇四
人口	一、四七四	二、六六六	二、五九九	一、〇四六	三、九四九	九、三四〇	九、二二八	七、七六〇	七、二四四	四、七五二

第三節 農業

第一款 概 說

本島開拓の行程は露領時代にありては成績の見るべきものなく、無盡の寶庫は空しく荆棘の蔓るに委して顧るものなかりき。

明治三十八年我が有に歸するや開拓の基礎創めて樹ち、爾來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、農産物生産年額參百數十萬圓を算し十年前に比し實に貳百餘萬圓の

増加なりとす。然れども耕地反別は僅に一萬九千町歩に過ぎず。農耕適地廿萬町歩に比すれば未だ其一刻にも達せず、尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等耕作地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕すべし。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ一層大なるを知るべし。

●耕地 本島の耕地面積は年を逐うて非常なる發達をなせり。其の増加の程度は年に依りて多少の差あるも年々千町歩内外の新墾地を増加しつゝあり。今既往十箇年に於ける作付地積、不作地積及全耕地の狀況を見るに左の如し。

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
全開墾地	一〇、〇町	三三、〇町	三三、〇町	三六、〇町	三七、〇町	三八、〇町	三九、〇町	三九、〇町	三九、〇町	三九、〇町
作付反別	七五、九三	三七三、九三	九三六、四九	一、〇七五、九五	一、四〇〇、二二	一、五五三、九九	一、九三三、〇一	二、〇〇〇、二二	二、〇〇〇、二二	二、〇〇〇、二二
不作付地	一、六四九、三九	一、七四四、二二	一、四七〇、五七	一、四八七、三三	一、七四四、七〇	二、四九〇、二〇	七〇九、九〇	九六〇、六〇	八八八、〇〇	九、四七、六

大正九年	一、三〇、五四三	八、四九七、一九四	一〇、七〇〇、六九一	三、三六〇、〇三四
大正十年	二、七五三、〇六五	三、四三三、三八二	八、七七九、七九八	一、三三八、五二二
大正十一年	二、七五三、七五三	四、一五八、六三九	三、四八七、八二九	一、三三八、一九八
大正十二年	三、五五、一四九	四、五五八、八八七	一三、二六二、三九三	一、八〇九、四三三
大正十三年	三、八四六、九九一	一〇、六〇五、四六四	一二、九二〇、六二〇	二、三三三、七二三
大正十四年	四、九二四、九七七	九、一八六、六八五	一七、五〇六、四九二	二、七三七、九七〇
昭和元年	三、七六七、八〇〇	一一、四二四、七三三	二〇、〇三〇、九四四	二、七二二、二八九
昭和二年	四、六三〇、三九九		一五、七五五、三二〇	三、五五五、七三〇

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從來不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは稗麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積七百九十五町歩餘十一萬九千餘圓に達す。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。昭和元年末現在作付反別は大麥八十三町歩餘三萬九千八百餘圓、小麥百二十三町歩四萬圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付反別五百五十一町歩産額二萬五千餘圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の百八十町歩三萬一千四百圓にして、大小豆蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到る處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來倍々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟黍、玉蜀等も生産せらるゝも蕎麥を除いては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別千八百九十二町歩産額八十三萬餘圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の儘市場に搬出するものも亦尠から

ず。現在澱粉製造者四百七十製造高四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして工場工業の域に達せず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の發生甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲め被害少き新墾地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別六百町歩年産額僅に二十七萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり。

甘藍は清涼溫和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のものを生産せられ一箇二貫匁内外の結球は珍しからず。而して之が必要又尠からざるを以て作付反別逐年増加し、現在六百町歩年産額三十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人參、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、従つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝある

はライ麥及亞麻等なり。

農業者は大泊製藥會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は現在の所大泊豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付反別も亦百町歩餘に過ぎず。亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられ、作付反別百二十一町歩年産額一萬七千二百二十圓内外に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製麻會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年度初めて一般農家に試作せしめたるも其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十%純糖率八十五乃至九十%を示せり。

薄荷、莖葉等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の狀態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、オチャード、瑞典燕、家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

殖民及農業

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及沿海州等より移輸入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典燕、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農事試験場分場及同地方の二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別並に收穫高を表示すれば左の如し。

種	類	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
大麥	作付反別	五三六	六九	三九	一〇五	一三三	八三
	收穫高	五三六	八七	四四五	一、一三〇	一、二一〇	五五三
小麥	作付反別	一七〇	一六六	一四一	一七六	二六七	二四
	收穫高	一、四〇〇	一、四二二	一、三九四	二、〇五七	二、五九八	二、二四八
稈麥	作付反別	八五二	六四八	六五三	七四六	八七六	七九五
	收穫高	八、六四四	七、三四六	六、八四六	八、九七一	六、四九八	八、八二八
燕麥	作付反別	三、九四六	四、八三六	五、六三三	五、四八〇	五、三二六	四、三三五
	收穫高	八〇、六五九	一〇五、六三〇	一九二、六五〇	一三四、三〇〇	八六、三六九	七四、七七五
豌豆	作付反別	二三八	二六九	三三六	三九四	五五一	二九六
	收穫高	二、一九七	二、七七〇	三、八八五	四、一三三	二、二七三	二、六〇三
菜豆	作付反別	一三九	一五八	一三六	一八八	一六八	一八〇
	收穫高	九二三	一、二八二	一、三三四	一、七六六	一、〇三九	二、九二六

殖民及農業

殖民及農業

蠶豆	馬鈴	薯	甘薯	蘿蔔	牧草
作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別
收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高
三	一、〇九八	二、五三三、一五二	一、五五四、四〇七	一、二四、二六一	二、五五、四三三
三七	一、四九九	七八三	一、八七	一、七六、四三三	一、七六
四三	一、三三三	一五四	三七	一、七六、四三三	一、九三九
五七五	三、七三三、九六五	四、八八九、五七七	四〇一	二、二九、三三〇	二、〇一一
六六	一、四八八	三、七四	五七七	二、二八三、八四七	二、三四四
二〇六	二、二七八	四、一八〇、一三〇	九三、八八四	一、〇八一、〇八六	一、二九四
四八三	五、三七一、三三六	三五九	五三三	一、〇八一、〇八六	一、二九四
五六八	一、八九三	三、三五九、七八二	八六九、一五四	一、六二二、三四五	二、九一六
六〇八	一、八九三	五八〇	六〇〇	一、六二二、三四五	二、九一六

一五四

第四節 畜産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣惡にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に供用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることをし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く

殖民及農業

一五五

迫り草木枯死して食料を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。
 明治三十九年五月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルシユロン雜種）、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし綿羊、家兔、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり、亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五ヶ年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十年	二、四七九	六、一六六	二、三三五	四、一九九	五、四四
大正十一年	二、七二五	六、六七七	二、〇九四	四、六三三	六、七〇
大正十二年	二、七六六	七、二九六	一、六七〇	四、九五五	六、五八
大正十三年	二、三六六	七、六八四	一、七九四	四、八〇四	七、四二

年次	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十四年	二、七六五	九、六七二	二、三六四	四、四六六	五、九〇
昭和元年	三、一〇七	九、〇四八	二、六二七	四、四六六	八、〇七

一、畜牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるものゝ二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一ヶ年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の徑路詳かならざるも略馬匹と同一徑路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャヤ、ホルスタイン、シメンタール、シヨートホン、ブラウンスキスデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨リエアシャヤ種は繁殖盛

にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の八割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるものゝ二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入徑路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説信なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。

三、養 豚

在來豚は樺太古領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、其の生體量二十貫乃至四十貫五十貫を算するもの稀なれば仍改良の餘地尠からず。樺太廳に於ては奨励品種としてパークシャー種の二種ヨークシャー種の二種を決定し農事試験場に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

古領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず、體軀一般に矮少舉動輕快體量僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一ケ年五十乃至八十個を算し一個の重量十二三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシャン種、オーピントン種其

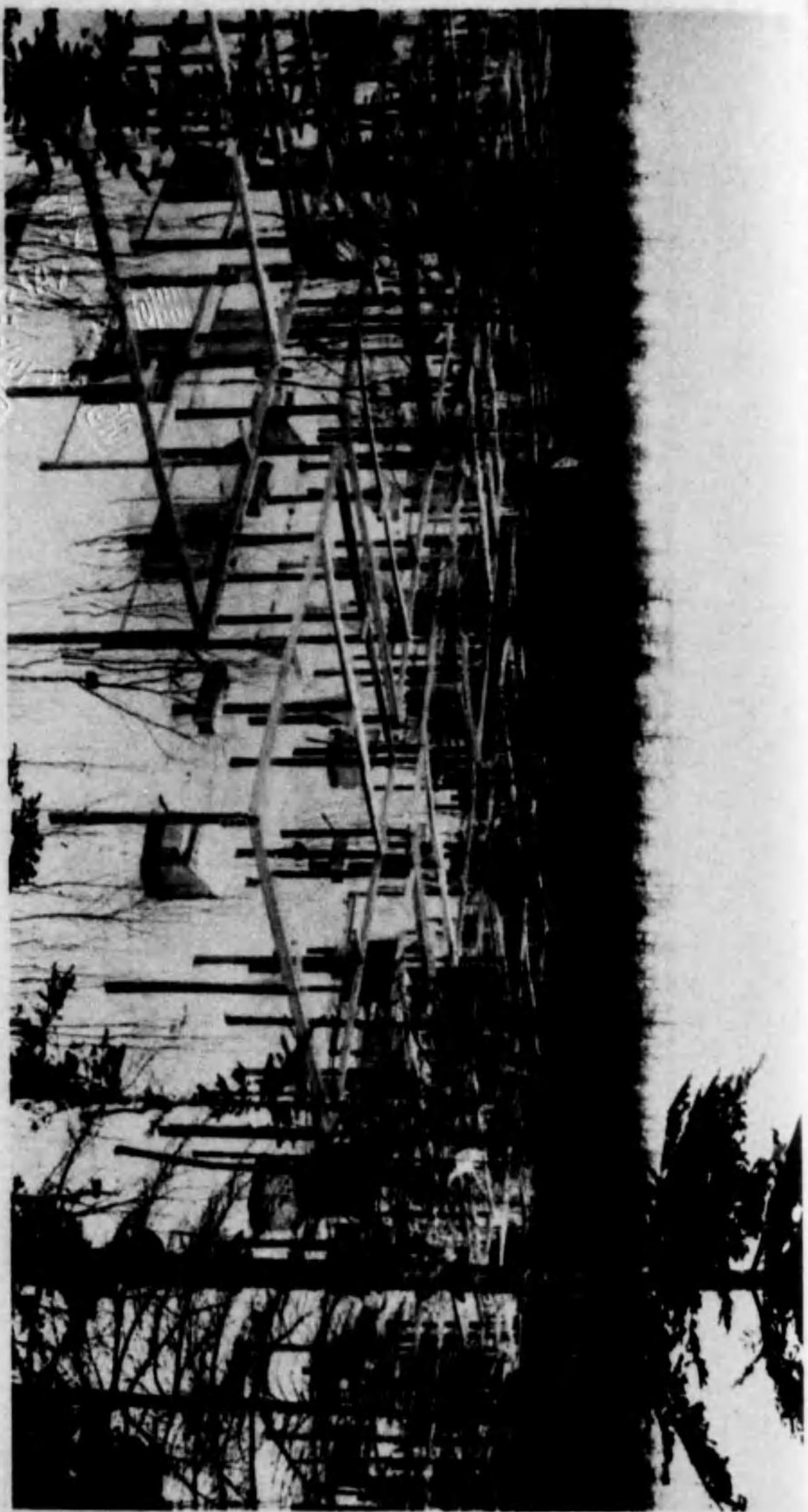
の他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種並に横斑プリマスロック種を本島に最適のもの
と認め之を奨励品種に決定し、一般に其の飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、緬 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數なるも緬羊の各部落に散在せるよ
り察するに、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりしとするも多少望を賜せしものありしが如し。占領
當時露人の遺棄せる緬羊を守備隊に收容したるも、劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十三年農商務省月寒種畜場よりシユロツプシャー種緬羊牝四頭牝一頭を購入して種畜場に收容し、
大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場に於ける設備を擴張し爾
來四年間シユロツプシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より
之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざる
を以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐



(探見字大村茂千那泊大、社會式株狐養北大) 場 狐 養

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針潤混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とし、其の規模は最少限六偶を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

殖民及農業

殖民及農業

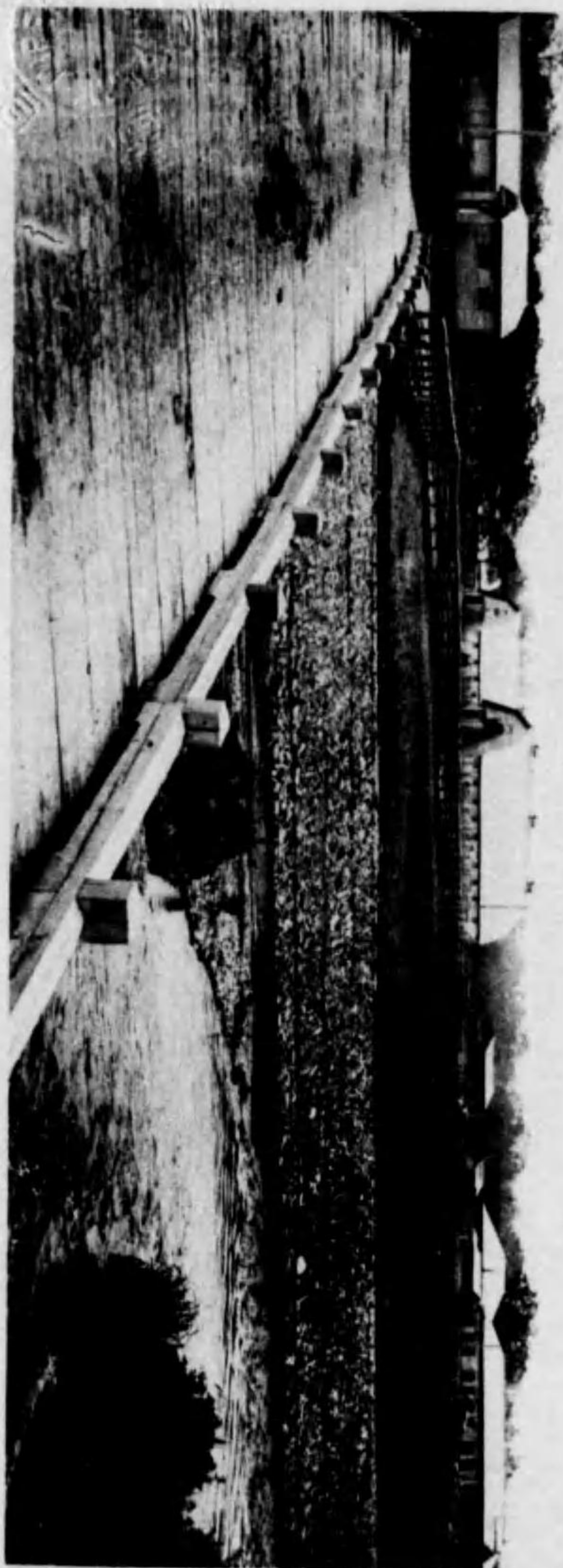
露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原眞岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頗る増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。

第五節 試験及調査

第一款 概 説

一、沿 革

未開の地を開拓して産業の發展を圖るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず。依つて明治三十八年占領早々貝塚外四箇所に牛馬收容所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種適作物の試験及調査を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調査の濫觴なり。

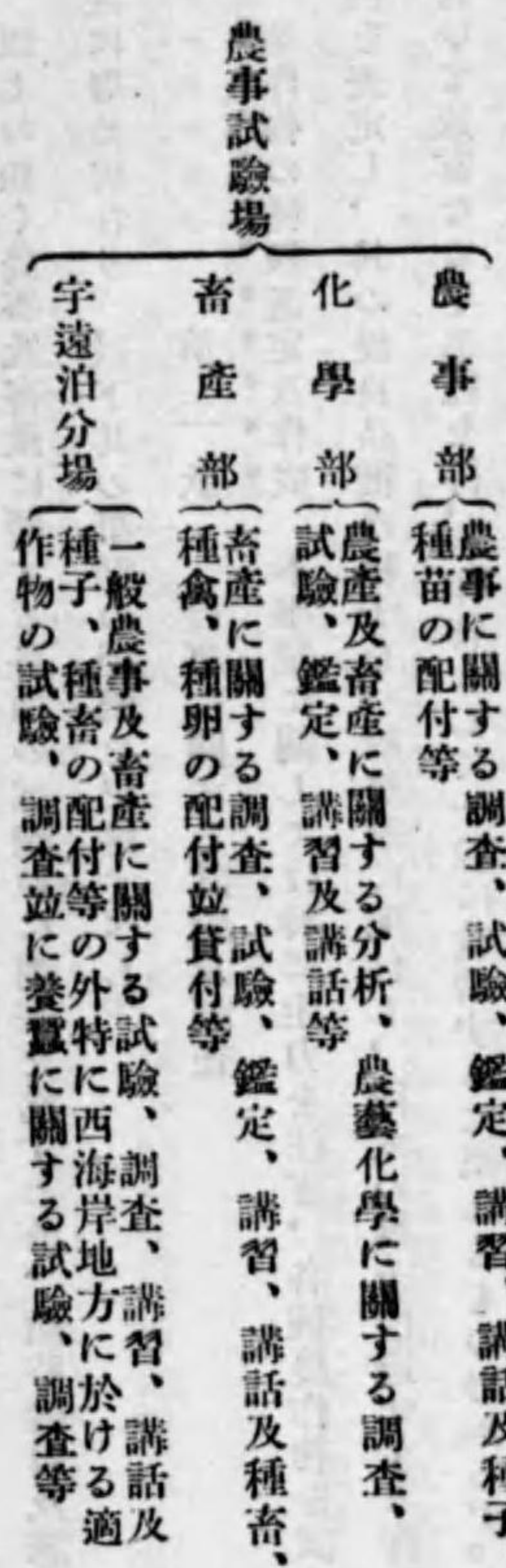


(村北豊郡原豊) 場 驗 試 事 農 廳 太 樺

假試作場は明治四十一年之を農事試験場と改稱し、牛馬收容所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。越えて大正九年並川の農事試験場は小沼に移轉し分場と合併して現在に至れり。是より先明治四十三年西海岸宇遠泊に農事試験場農圃を設置したるが大正七年之を分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り尙西海岸宇遠泊に分場を置く。之を表示すれば



殖民及農業

第三款 農藝化學に關する試験及調査

本島の農業自然要素は祖國溫帶樹土系と隔絶する所謂亞寒帶ポドゾル系に屬するを以て、其の農業に於ける全操作は悉く祖國と異なり、新に闡明せられたる自然要素基礎調査試験資料の上に立脚樹立せられざるべからず。而して亞寒帶ポドゾル系農業の發達は其の農業生産物の特性により必然的に農畜産化學工業組織の實現を必要とし、之を達成する爲め本島農業に對する農藝化學的調査試験を遂行するの喫緊なるを認め、大正十五年新に化學部を創設し目的の達成に努力しつゝあり。今其の事業の主なるものを擧ぐれば

一、本島亞寒帶ポドゾル系農業自然要素に關する調査及試験

一、亞寒帶氣候要素の農業的意義に關する調査及試験

二、本島ポドゾル系土壤の農業的意義に關する調査及試験(土性調査)

一、本島農業自然要素に適應する人工操作に關する調査及試験

二、氣候條件に適應する人工操作に關する調査及試験

二、ポドゾル系各種土性に適應する調査及試験

1 各種土性に對する施肥標準調査

2 各種土性に對する土地改良法に關する調査

一、本島農業生産物の經濟的價值査定並に増進に關する調査及試験

一、本島農業要素及生産物の理化學的成分並に構造に關する調査及試験

二、本島農業生産物の化學工業的加工法に關する調査及試験

右の内其の主要にして既に闡明せられたる事項の概要を擧ぐれば

土性調査 全島土性概察調査は略完了したるを以て之に基き細密調査を施行せむとす。既往調査の結果を要録すれば

一、樺太の國土は諸産の條件により明に過濕亞寒帶ポドゾル系土性を具有し、祖國と區別し本島土壤系統上樺太系土壤として區分せらるべきものなり。

一、樺太ポドゾル系は左の亞系に分類せられ各々農業的價值並に意義を異にす。

一、樺太沖積ポドゾル亞系

殖民及農業

- 1 河成沖積疑似暗褐土土壤統
 - 2 海成沖積ポドゾル土壤統
 - 3 沖積酸性腐植土土壤統(ポドゾル地方的高位泥炭土)
- 二、樺太洪積ポドゾル系
- 1 樺太洪積ポドゾル土壤統
 - 2 眞正洪積ポドゾル土壤統
- 三、樺太山地ポドゾル系
- 肥料試験 本島土性はポドゾル系的特性を具有し、アルカリ性鹽類に缺乏し有效態窒素並に磷酸に不足するを通例となすを以て、各種土性に就き主要作物に對する施肥標準樹立に關する各種の肥料試験を繼續施行中なり。而して沖積疑似暗褐土土壤統以外の土壤は殆ど所謂無機及有機性の酸性を具有するを以て、之が合理的矯正に關し石灰其他正劑の施與法に特に意を注ぎ施肥標準樹立に努めつゝあり。
- 農畜産物分析調査 本島の土壤、肥料、河、沼、湖、排水、雨水、地下水、動植物其他農業自然要素並

に農畜産物の理化學的分析檢定を施行し、其の成分、構造、性質を明かにして之が改良利用の適法査定の基準たらしめむとす。而して既に闡明せられたる事實尠からず。殊に農業生産物の化學工業原料的價値、就中本島栽培甜菜の反當可製糖量が著しく高率なるを指示し得たるは本島農業の將來に對し重要なる寄與たるに値するものなり。

第四款 畜産に關する試験及調査

家畜の改良増殖を圖らむが爲め年々種畜を生産育成し、或は島外より種畜移入し、種牡牛馬豚の種付、種豚種羊種鶏の拂下並に種卵の配付を爲し、綿羊飼育試験、畜産製造試験、孵化育雛試験、羊毛に關する試験等を行ふ外、畜産に關する講習講話及實地指導を爲し畜産思想の涵養に努む。尙本島の氣候風土は毛皮動物の飼養蕃殖に適するを認め、大正四年七月養狐飼養場を設置し、種狐は島産野狐を主として小數を島外より移入し、爾來之が飼育並に改良蕃殖に關する試験をなし來れるが、本年度原産地より種狐を輸入し、在來狐との交配試験をなし、並に輸入銀黑狐の純粹蕃殖を開始す。事業の概要を舉ぐれば左の如し。

馬匹 種牡馬三十頭の内二十八頭は之を各地に貸付して適宜種付せしめ、二頭は之を場内に置き一般の希

望に依り優良牝馬に限り種付しつゝあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牝馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

畜牛 種牝牛三十頭中二十八頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはエアシャー種及ホルスタイン種種牝牛各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其餘勢を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牝牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を檢定して一箇年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛酪に製造して當業者の參考に供し居れり。尙豊原酪農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつゝあり。

綿羊 大正八年以來四年間に米國より牝牡五十五頭の種羊を輸入し、之が適化竝に増殖を圖れるが、漸次馴化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製鞣竝に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、綿羊飼育部落に對し之が講習を行ふ豫定なり。

養豚 種牡豚二頭種牝豚八頭を常置し、種豚を育成して農家に配付すると共に、種牡豚は養勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し種付を爲しつゝあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て燻肉製法の研究を爲す。

養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖、育成、利用等に關する研究をなすと共に内外に於ける斯業の研究調査を爲し居れり。

養鶏 白色レグホン種及横斑ブリマウスロック種三十羽を定置し、孵卵器を使用し種鶏を繁殖育成して種卵及種鶏を配付し、場内種鶏はトラップネストを用ひ常に其の能力を調査して配合の資に供し、尙鶏卵貯藏試験を行ふ。

第九章 鑛業

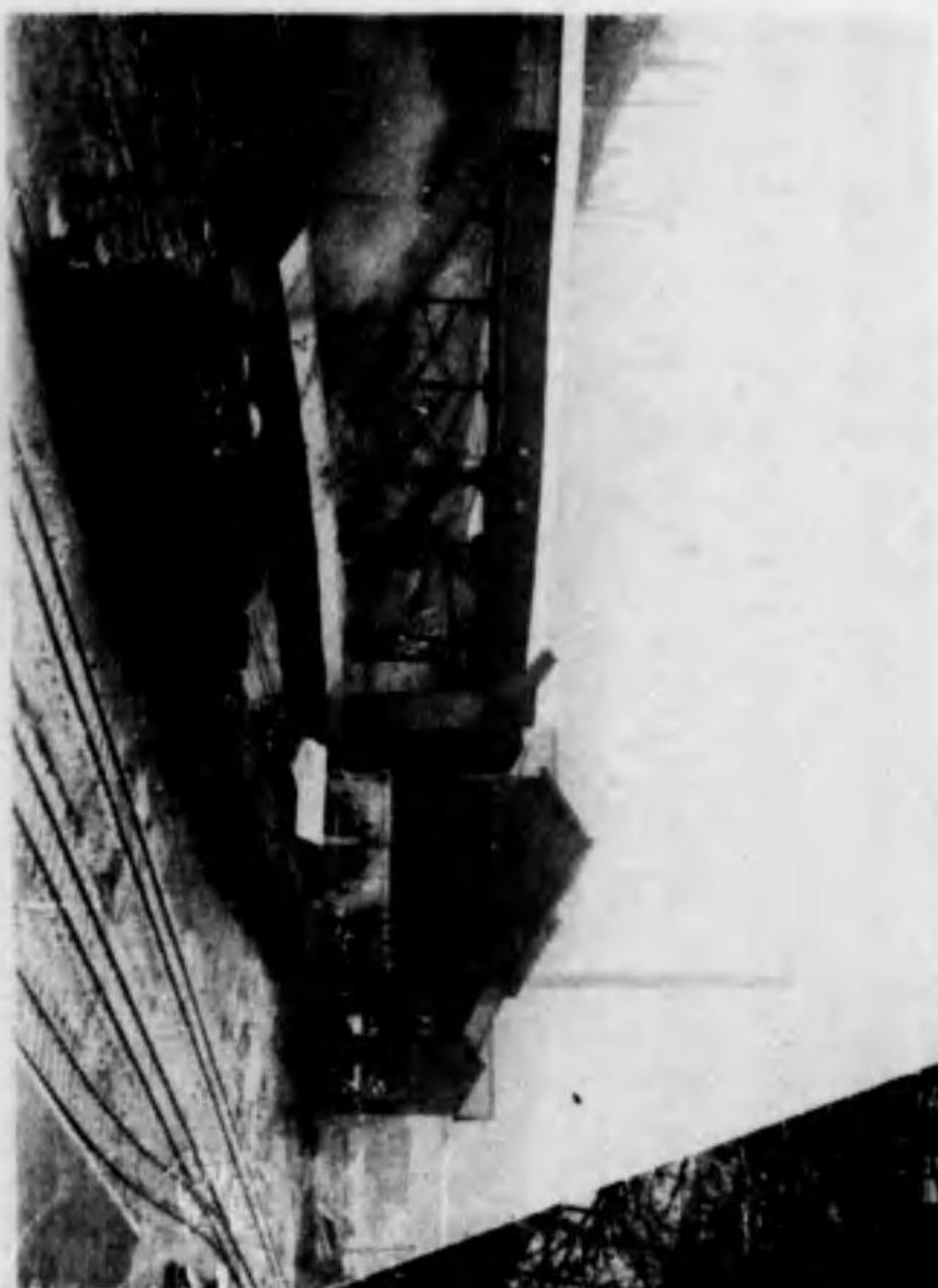
第一節 總說

樺太の鑛業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地と同一制度の下に開放し居れり。

第一款 鑛業制度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區稅法の全部を施行し、登

(村上川郡原豊、廣炭上川) 車列炭運



(町居泊郡居泊) 廣炭居泊



録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の探掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭探掘に付探掘料を徵收し、其の區域内の石炭の探掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭探掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第三百三十七號)

一、樺太に於て石炭探掘に付探掘料徵收區域(明治四十五年六月閣令第二號)

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

兩龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

鑛業

鑛業

一七四

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて鑛物の採取を、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定らずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島全域を絶對に封鎖し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利を暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業制度の據るべき處なく、從來の鑛業關係の顧慮する處なく、本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛

業税に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權(探掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範

圍を擴張し採掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業稅に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども稼行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務施行の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十年にして、其の間出願總件

數四千二十四件(昭和二年末)に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとして爾來連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頽勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知する所となり、事業家の企業心を刺戟せると、當時戦局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遂に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戦時好況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因由すべし。而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件、昭和元年には二百四件、同二年には三百五十三件を算するに至れり。

昭和二年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し。

種別	探掘權		試掘權		砂鑛	
	鑛區數	面積	鑛區數	面積	鑛區數	面積
石炭鑛	三	三七、八九、〇九〇	一六	一三〇、二六、一四		
亞炭鑛						
石油鑛	五	四、〇〇四、三六	一	九〇〇、〇〇〇		
金屬鑛	一	五五四、九六六	三	一一、三九、八三	二	四〇五、〇〇〇 延長一六里
砂金					一	延長一里六丁三〇間 七二、〇〇〇
砂鐵					一	延長一里六丁三〇間 九〇、〇〇〇
砂金、砂水金					一	延長一里六丁三〇間 五七、〇〇〇
砂白金					一	延長一里六丁三〇間 五七、〇〇〇
計	四三	三、三八八、三九二	二九	一三三、四五、九七六	四	延長一里六丁三〇間

右鑛區の内現に稼行中のものは八鑛區九鑛山にして孰れも石炭鑛に屬す。鑛産物は鑛業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和二年には三十五萬七千四十六噸の出炭を見、尙ほ逐年増加の趨勢にあり。

現稼行鑛區一覽

名稱	所在	他	鑛種	面積	昭和二年 産炭額	著 年月日	鑛業權者
川上炭鑛	豐原郡川上村大字三井		石炭	三、五九、五二〇	一三九、五九	大正二、二、六	三井鑛山株式會社
泊居炭鑛	泊居郡泊居町大字奥澤		石炭	七七、九〇〇	一、二九四	三、一〇、三	樺太會社
東白浦炭鑛	榮濱郡白縫村大字東白浦		石炭	四九、五三三	六、七三三	三、一、五	樺太炭鑛株式會社
大榮炭鑛	泊居郡名寄村大字鷹澤		石炭	七五、九九九	五、八六六	七、六、三	樺太工業株式會社
知取炭鑛	元泊郡元泊村大字樫保		石炭	一、八五、四七七	八四、三四五	一三、九、七	登帆炭鑛株式會社
	知取町大字知取、茶釜、東柵丹		石炭				

の薄層及夾み多く悪質の炭層は之を除く。

名	稱	位	置	面積	推定埋藏炭量		小計
					水準上	水準下	
北部炭田	敷香	幌内川西方敷香川畔より國境に至る	川上	一五九、六七〇	二五、三二〇	三、三八〇	八八、六五九
				一、三五〇	八、四〇〇	三、〇〇〇	一〇、四〇〇
				一五、五五二	七九、二四〇	一五八、四八〇	二二七、七二〇
中部炭田	内淵	泊居	泊居川流域	六、九九七	二五、二〇〇	二六、〇〇〇	五二、二〇〇
				八、五五〇	二二、一八五	二二、九七四	三四、一五九
南部炭田	雨龍	南名好	南名好、十和田	一〇、八二〇	五、三三四	一三、三六六	一八、六七〇
				一六、六〇〇	六、三三五	二五、九七二	三三、二〇七
皆別炭田	炭田	吐鯤保	自吐鯤保川至木蔵川	一、二五〇	二、八五〇	四、七八八	七、六三八
				三三四	六三三	二、六三三	三、二三五

名	稱	位	置	面積	水準上	水準下	小計
登帆炭田	炭田	東海岸登帆附近		五三六	七九八	六、七五四	七、五二一
惠須取炭田	炭田	惠須取川流域		二、一六〇	二、〇七四	一〇、八六六	一三、九六〇
名寄炭田	炭田	名寄川流域		五〇	三〇〇	一、〇八八	一、三三八
計				二二、八五〇	一六、六六九	三三、一三九	五六、七〇八

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭量のみを計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込なり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。

第一種 一、粘結性强く 二、發熱強大なるもの。

第二種 一、粘結性微弱又は不粘結性にして 二、揮發分多きもの。

第三種 一、不粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分灰分多きもの。

第一種は猿津炭田及幌岸地方のものに屬す。

鑛業

一八四

第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部並に惠須取地方のものに屬す。
 第三種は南部炭田に屬する吐鯤保炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの總て之に屬す。

前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性	状態	燐窒素	發熱量
登帆炭田	八、九三〇	五、二五〇	三九、八〇〇	四〇、七九〇	一、九八〇	—	—	不粘結性	—	五、一七〇
吐鯤保炭田	八、九三〇	八、八〇〇	四二、三三〇	三九、九二〇	〇、四四〇	—	同	—	—	六、二二六
川上	六、二六〇	五、二五七	〇、九六四	五〇、一〇一	〇、四〇六	—	微弱なる粘結性	—	—	六、六三三
中郭	五、六八〇	二、七三三	八、七二二	二、三三〇	〇、二四〇	—	同	—	—	七、三七〇
泊居	三、六六〇	三、〇二〇	七、四〇五	五、八〇〇	〇、二〇〇	—	同	—	—	七、三七〇
南部	二〇、六八五	七、〇七〇	五、六七四	六、八五〇	—	—	不粘結性	—	—	五、九九五
惠須取炭田	九、四八三	四、二九五	四、三〇三	三九、二二六	〇、三三四	—	一、二五	多くは不粘結性	—	六、一八二

第一種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性	状態	燐窒素	發熱量
北部	二、二八〇	五、四〇〇	五、二五三	三、〇五五	〇、三三七	一、三〇〇	—	辛ふじて粘結するものあれども概ね不粘結	—	—
炭田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帆津炭田	四〇、五八〇	五、六八五	六、五三六	三、五三〇	四、八〇六	一、三四	概ね強粘結性	—	—	七、〇七六
帆岸炭田	一、九三三	五、〇三三	一、七〇七	八、五〇〇	四、七四七	一、三〇	強粘結性にして膨脹	—	—	七、七一九

第二種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性	状態	燐窒素	發熱量
封鎖區域南部	一四、九三〇	五、二五〇	三九、八〇〇	四〇、七九〇	一、九八〇	—	—	不粘結性	—	五、一七〇
登帆炭田	八、九三〇	八、八〇〇	四二、三三〇	三九、九二〇	〇、四四〇	—	同	—	—	六、二二六

鑛業

一八五

第二款 石油

明治四十年鑛床調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗附近及野田以北亞牛地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するものゝ如し。西海岸の吐鯤保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鯤保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し且つ浸蝕によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦空鞍狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若は黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺

を有し粗影なる凝灰岩層をなし含油稍や多量なり。此の部分に於て地層は淺き向斜層をなし附返に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其の他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮揚ありと云ふ。是等に由つて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず西海岸に接し遠く延亘するを想像せらるゝも、一般に地層構造は油田として有利ならず。若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の眞價は今俄かに斷定すべからざるものあり。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、其の他は悉く之を島外に仰ぎ未だ鑛業開始の機運に到らず。最近に於ける石炭の産額及販路を示せば左の如し。

年次	川上炭鑛	泊居炭鑛	大榮炭鑛	登帆炭鑛	東白鑛	野田炭鑛	知取炭鑛	大平炭鑛	樫保炭鑛	計
大正十一年	六八、九五五	三、〇二一	二八、八三三	一、二九二	六、五五三	五、九二四	—	—	—	二四、五四七
大正十二年	八五、五五二	八、五〇〇	五一、二八二	一四、五〇〇	一、〇六一	六、〇四二	—	—	—	一六、九八六
大正十三年	一一四、五五一	三、七三三	三九、五〇〇	二二、六七二	九、一三三	七、三四〇	七三三	二、七三五	—	一九、九八五
大正十四年	一〇九、九八四	八九五	五七、一六三	三三、六七三	一八、六六〇	二、五四六	六、七四一	二〇、九五三	—	二五〇、六一五
昭和元年	一〇六、二九六	一、五五二	四七、四五六	三三、六八七	六、〇九九	二、七七五	三八、二三三	四〇、五八一	二五〇	二七五、八一九
昭和二年	一三九、五六九	一、二九四	五一、八五八	—	六、七九三	—	八四、三四五	七三、二二二	一、〇六六	三五七、〇四六

第一款 鑛業の現況

川上炭鑛 川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に屬し内淵炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間主要なる炭層十五を算し之等の内現今開坑せるものは一、二、四、七、八、九番層十番層、

十四番層にして、層厚は一尺五寸より七尺に及ぶ。炭層は西に傾斜し鑛區南部に於て四十五度、北部は三十五度乃至三十五度の斜角をなせり。地勢南に高く北に低下し、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、豎入坑道地竝以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鑛區の延長八千間に達し、其の間著しき斷層等の變動なく連綿として炭層を露出せり。

従來の川上採炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の採炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を採掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太廳鐵道本線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十年以來の擴張工事今や完成して島内鐵道の延長、港灣の改善に従ひ逐次年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。

豎入大坑道(本坑道)は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を横斷して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し其の後各炭層を順次貫通し延長約四千二百尺にして最上層の十四番層に達せり。別に坑道の左右に炭層の走向に沿ひ岩切坑道、ガレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小豎入を掘り、各炭層を横斷して此處に採炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭には電氣機關車を、掘鑿には壓搾

空氣鑿炭機を應用し、通風には扇風機を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帶の上に於て選別し、コムベアーにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムベアー及エレヴェーターにより貯炭庫の上段に至り、ブツシユ・コムベアーにより庫内の隨所に送り貯炭し、將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混凝土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キロワット、アムベアーなり。

泊居炭鑛 泊居炭田も亦中部炭田に屬し内淵炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急峻なる傾斜をなし、其の緩なる所は四十五度内外なりと雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり。含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今採掘せるは二尺層の一とす。

此の地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく採炭作業を困難ならしむ。本炭鑛は明治四十二年樺太廳に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今請負の方法により樺太工業株式會社に於て採掘中にして、石炭は延長八哩の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大榮炭鑛 本炭鑛は泊居炭鑛の北に接し、名寄川上流に位し、炭層は四尺層の一にして傾斜頗る緩なり。現今横坑により採掘し、炭質は泊居炭鑛と大差なく、採掘の石炭は延長二哩半の架空索道に及び輕便鐵道によりて泊居に搬出せり。

知取炭鑛 本炭鑛は知取川北方に位し、現今稼行せる炭層は三層ありて其の厚さ四尺乃至六尺に及び南北に走り、傾斜は七十度内外なり。横坑並斜坑により採掘し地元製紙工場に搬出せり。工作用としては斜坑捲揚機、排水ポンプ、扇風機等を使用せり

大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川中流大平澤に位し、含炭層は概して南北に走り、十度乃至二十度の緩傾斜を以て西方に沈下す。炭層の厚さ二十尺乃至二十五尺に對するものを露天掘並横坑に依りて採掘し惠須取製造工場に搬出せり。

その他 東海岸東白浦及樫保に於ては上部含炭層(第三種炭)に屬する炭田存在し、横坑によりて水準以上の採炭をなせり。又最近西海岸天内及東海岸東白浦の千歳に於ては採炭に著手すべく準備中なり。

鑛業

第二款 鑛業の將來

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正七年	104,695	4,011	—	108,706
大正八年	135,427	26,136	606	162,169
大正九年	154,293	63,333	—	217,626
大正十年	125,255	49,456	—	174,711
大正十一年	124,549	54,843	—	179,392
大正十二年	166,966	56,782	—	223,748

大正十三年	199,385	73,866	23,950	297,201
大正十四年	250,625	60,644	25,192	336,461
昭和元年	275,819	79,337	20,000	375,156
昭和二年	357,046	47,921	19,953	424,920

現今本島諸港に寄港する船舶は總て島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は未だ薪炭を使用せるもの多きも尙消費量は逐年増加の趨勢にあり、然るに内部に開掘をまつ豊富なる炭田を有する本島に於て未だ島内に於ける需要をも充し得ず。内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの狀態にして、電力の如きも一キロワット貳拾五錢乃至五拾錢の高價を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の採掘は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の採掘に關し一二重要な事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禧之助氏の調査に依れば實測炭量九億三千萬

噸推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、内地炭は多年採掘の結果前途益々採掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全量を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃燒容易にして火格子上の操業簡便なるを以て燃料用に適し需用最も多し。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く半ば無煙に近き種類に屬する優秀品なるも、瀝青炭を慣用せる本邦にありては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を賞用せず。之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尙且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるを觀るも兩種石炭の市場的勢力を略ぼ推知し得べし。

採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感じるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なると、多數の勞働者を招致すること比較的困難なる二點に在り。

然れども地中溫度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて採炭の如き地下操業は格段の困難を感じず、唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の採炭を行ふに適するを以て、大量生産の方法によりて採炭費を節減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鑛には樺太廳鐵道の川上線通ずるを以て之を利用し、泊居炭鑛に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる採炭所貯炭所間のケーブルカー及貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる状態にあり。

第十章 林業

第一節 總說

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トマツ、ダイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混淆歩合を増加し遂に白



(近附香敷) 林交混然天松葉落、松夷蝦、松假

樺の純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトイマツ及エゾマツにして其の約八割を占む。

國有林面積及蓄積の調査は終了せしも、目下整理中に付、之が的確なるを得るままで暫らく推定數字を掲記せんに邦領樺太の面積三百三十二萬八千餘町歩（陸軍測量部調製圖より算出せるものにして從來公稱せらるる三百六十三萬町歩は海軍水路部調製圖により算出せるもの）中敷香支廳管内に於けるツンドラ地帯約二十四萬千町歩、河川敷地、ハイマツ地帯岩石地、湖沼地等の除地十八萬六千町歩、原野燒跡伐採地蟲害地未立木地散生地等五十一萬七千町歩、殖民地及殖民豫定地四十三萬町歩、大學演習林八萬千町歩等を除く時は立木地面積約百八十七萬七千町歩にして針葉樹二千餘萬石、闊葉樹八千餘萬石なり。

第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明

林業

二〇〇

エゾマツ等、二、〇三六、一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四、四三四、九九八本の据置苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木数は播種三、六九二、六一八本、床替一、九一七、〇三三本、据置三、七二三、三五四本、合計九、三三三、〇〇五本を得、内養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五・七〇五本、翌年度春期に於て養成済山行に適するものカラマツ外三種數量六九二・〇二一を算す。

昭和元年度貝塚苗圃は地味脊惡にして養苗成績不良なるを以て之を廢し新に大泊に固定苗圃を設けたる外古牧眞岡澤の二箇所を臨時苗圃を設置し主として天然苗の移植養成に充つ。本年度の養苗は豊原、富内岸、泊居、寶澤、吐鯤保、大泊の六苗圃に對しカラマツ外二樹種數量二七〇、〇〇〇本の天然苗の移植床替及豊原に於てポプラ二四〇本の挿穂を行ひ秋季に於ける現在數播種に於て七、九八六、三〇五、本床替に於て二、三一三、二一八本、据置に於て三、一一四、五四八本、山苗養成に於て一九九、四五〇本、挿穂に於て一九〇本、合計一三、六一三、七一一本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外三樹種數量一、六四一、三五〇本を算す。

昭和二年度留多加苗圃は區域狭少擴張の餘地なく且つ民地借上げの關係上養苗上の支障多きを以て之を廢

止す。

本年度の養苗は豊原、川上、富内岸、清水、吐鯤保、寶澤、泊居、大泊の八苗圃に對しカラマツ外四樹種數量二一石三斗を播種し豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ外四樹種數量二、八三〇、二一七本に對し一回乃至三回の床替を施行したる外豊原外八苗圃養成据置に係るカラマツ外六樹種數量八、一〇九、五一四本の据置苗に對し培養を行ひ秋季に於ける現在苗木數播種に於て三、七九三、一九一本、床替に於て二、一九九、二五九本、据置に於て三、七九三、七一一本合計三七、七八六、一六二本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外六種數量二、四三〇、七八四本の豫定にして逐年養苗成績の向上は成苗數を増加すべく着々其實績を擧げつゝあり。昭和二年度末現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名	稱	位	置	面	積	開設年月
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘				一六、〇〇、〇〇 <small>町畝歩</small>	明治四五年五月
清水	眞岡郡清水村大字清水東一				五、〇〇、〇〇	大正九年五月

林業

二〇一

林業

二〇二

吐鯤保	本斗郡本斗町字吐鯤保澤	六、〇〇〇	大正九年五月
富内岸	眞岡郡蘭泊村字富内岸澤	四、六〇〇	同上
泊居	泊居郡泊居町字元澤	四、七二〇	同上
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	五、二〇八	同上
川上	豊原郡川上村字川上	六、九二〇	同上
大泊	大泊郡大泊町大字大泊字南濱町	五、〇三九	大正十五年五月
古牧	同 郡同 町大字古牧	〇、五二四	同上
眞岡澤	眞岡郡眞岡町字眞岡	〇、七〇〇	同上
計		五四、六三二	

●●●●●
造林事業 大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトママツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試

験的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして植樹造林に比し勞費を要すること尠く、本島の如き大面積の造林地を有し且つ勞力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり。依つて播種造林を主として植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年より毎年約五千町歩宛の播種造林を實施し來りしが大正十五年度よりは一萬町歩宛の播種造林を行ひ、側ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふこととせり。今大正九年以降昭和二年に至る造林面積を擧ぐれば播種造林三八・五九五町歩九三、植樹造林一・〇一一町歩四七、本數三・三五四・〇〇二本なり。

第三節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災にして、五、六月の候融雪後氣温俄かに上昇し地物の乾燥せるに際し煙草吸殻、開墾地の入火、焚火不始末、汽車煤煙に混じて飛散する餘燼等、火災の原因となり、年々廣大なる被害地を生ずるは官民共に深憂する所以なり。其の被害は獨り林木を焼失するにのみならず朽土層を焼損する結果乾涸懸疎となり、肥料分は失はれて、後繼稚樹を滅却する主因となれり。本島の森林は火に弱く而か

林業

二〇三

も燃焼性に富む林木より成るを以て山火の危険極めて多く、防火線開設、法令に基く取締、火防組合の設置等種々畫策して之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、焚火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は邦領復歸前既に焼損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大なるものは眞經久春内間及榮濱附近一帯にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じ最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生數は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間にして殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往七箇年間(自大正九年度至昭和元年度)の火災總件數は二一七件、被害面積一七七、八二七町にして、其損害額九拾餘萬圓の見込なり。以上の如く連年山火の被害著大にして本島の森林政策竝に財政上忽諸に附すべからざる大問題なるを以て、從來消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵金を下附して一般島民の自警を促し、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防遏に努め居れり。

防火線 防火線は大正十年以降毎年之を開設し昭和二年末の延長人工造林附帶線一九九、一二四間天然更新地設定線一二五、〇六六間に達せるが、將來是等防火線を據點として防火樹帶を造成し有終の效を收めんとす。

蟲害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩材積八千八百萬石に達したるも今や全く終熄せり。

以上の外本島森林被害にはナラタケ、トママツ、エゾマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。

第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すこととせり。即ち全域三百三十餘萬町歩より開拓豫定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に著手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案

説明書調製の六項と定め、其の内林別区分は左記に據りて調査することゝなれり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の区分をなすに就ては次の標準による。

一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域

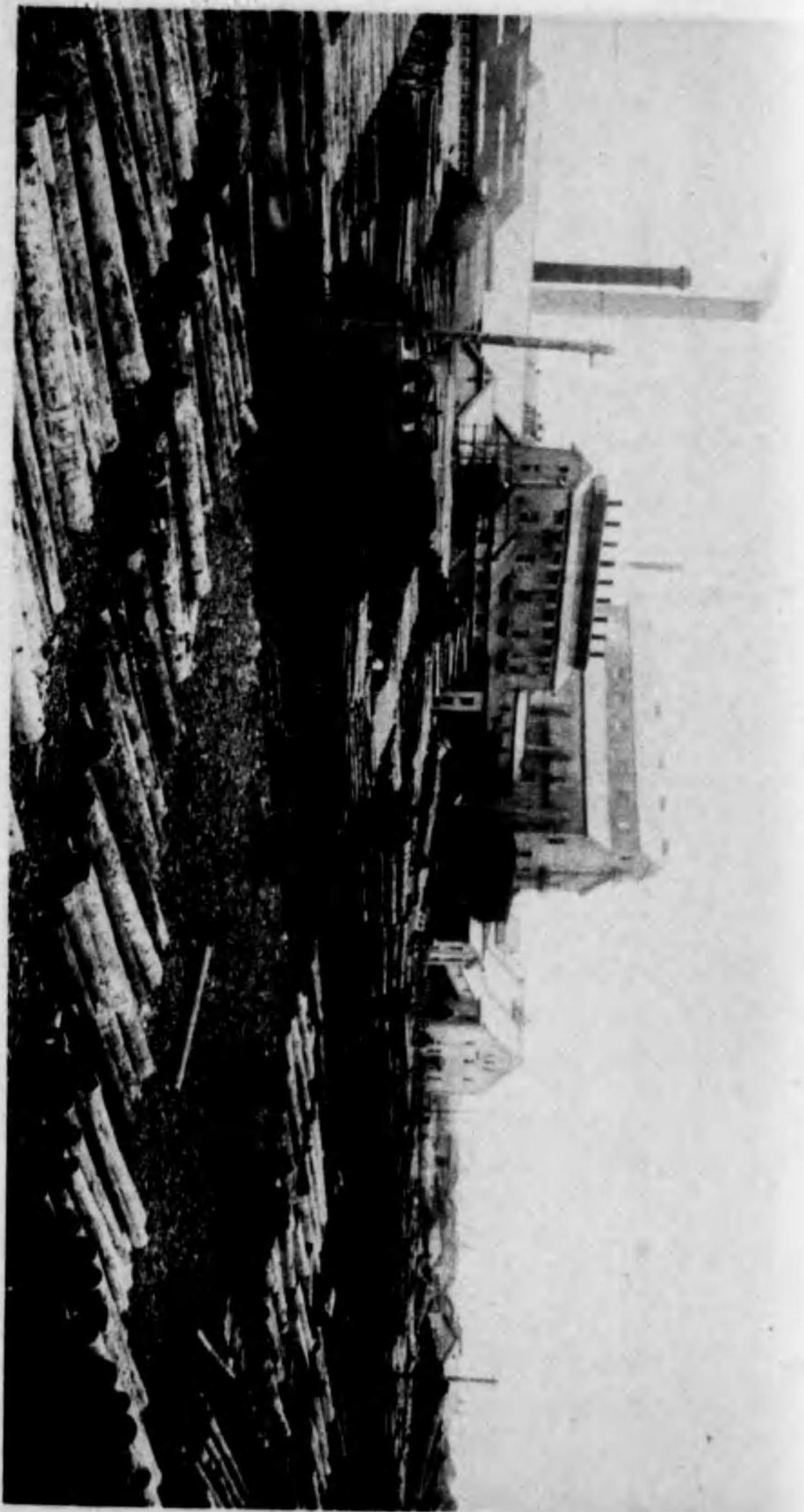
二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鑛業用の材料を供給すべき區域

三、保安林は別に定むる所により保安上必要なる區域

四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域

五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失す



(町原豊)場工ナルバ原豊

る憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了せり。

第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所にし、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月廳内に臨時工業調査所を置き、更に同所所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。其の主なるものは松脂ヨリテレピン油製造試験、樺油製造、木材乾燥、刺箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なるは實に其の賜と謂ふべし。

本島は北方に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず。従つて森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩をトして試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行へり。其の科目を舉

ぐれば左の如し。

- 一、傘伐更新法に基く後伐
- 一、傘伐更新法に於ける下種伐
- 一、擇伐更新法
- 一、皆伐更新法
- 一、末木試験
- 一、薪材層積と實積の比較
- 一、帶狀皆伐側方天然下種
- 一、白樺上方天然下種
- 一、帶狀皆伐更新法
- 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、雪中伐採による根部試験
- 一、其の他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛蟲の爲め其の殆ど全部を侵害せられたるを以て、前記各種試験も中絶の已むなきに至れるを以て大正十四年別に東海岸東白浦の南方保呂に試験林を設け大澤試験林は造林試験林とし十四年秋より播種、植樹等の試験を開始せり。

松毛蟲繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも、其の發生は大正五年頃なるものゝ如く其の噴害の最も猛烈を極めたるは大正九年以後に屬す。當時驅除方法として誘蛾試験を行ひしに成績可良なりし

を以て、大正十年及十一年の兩年に亘り焚火誘殺法を施行し、其の防遏に努むると共に、一面松毛蟲に對する基礎的研究調査を行ひ、十三年樺太松姑嶺に關する調査書を公にせり。

保呂試験林は面積五千六百町歩を占む。大正十四年施業案を樹立し大正十五年以來左記事項に關する試験を計畫し大澤試験林と相侍て各種試験を行ふと共に早晚完備せる林業試験場を設置し其の運用によつて本島林業の進展に貢獻せん事を期待しつゝあり。

第六節 大學演習林

大正三年六月相川、小田寒川流域二萬町歩を割て東京大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。今其面積材積を表記すれば次の如し。

演習林名	所在地	面積	材積		
			針葉樹	闊葉樹	樹
東京大學演習林	榮濱郡榮濱村相川流域	三、五 ^町	二、五 ^{千石}	二、五 ^{千石}	一、三 ^{千石}
	小田寒川流域の一部				

林業

京都大學 古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川 流域	一一、七二五	一一、三三〇	一一〇〇
亞也演習林	敷香郡敷香村幌内川支 流域	七、七一九	三、七〇〇	八〇
北海道大學演習林	久春内郡三濱村珍内川 流域	一九、九〇〇	一九、九〇〇	九九五
九州大學演習林	敷香郡敷香村幌内川支 流保惠川流域	二〇、五〇五	一八、〇〇〇	一、〇〇〇
計		八二、五九〇	六四、五三八	三、六〇五

一一〇

第七節 官行斫伐

第一款 概説

第一項 事業の開始

大正九年より大正十二年に亘る松毛蟲蔓延の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を

蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に依る蟲害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

然るに樺太國有林施業案編成の基礎的調査たる大正五年以降十箇年に亘り施行せる第一期森林調査（蓄積材積調査、林地測量）終了の結果を見るに、森林面積は二百八十六萬餘町歩（内立木地約二百萬町歩）にして總蓄積は約七億餘石を有するに過ぎず。依つて從來の方針即ち利用價值を有する林木（胸高直徑四寸以上）の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は到底維持し得ざると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る材木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、之を擇伐方法に依る二十年回歸天然更新法に改めたり。而して以上伐木方法の改訂に依る作業は從來の皆伐法に比し

一、損傷木及掛木を多く生ず

二、殘存木の風害を蒙り易し

三、伐木に多額の經費を要す

四、伐採跡地の技條及枯損木等の不整理は森林火災發生を助長す

林業

一一一

林業

以上の如き危険あるも

- 一、森林の保続上最も重要な天然更新の安全を圖り得
 - 二、森林火災の防止
 - 三、盗伐誤伐等の弊風除去
 - 四、林木の集約的利用
 - 五、調査監督費の節減
 - 六、生産費の減少
 - 七、林間移民の定著
 - 八、従來の官行斫伐に依り得たる技術者の經驗を利用し得
- 等幾多の利益あり、然れども之を民營としては到底森林保続の不可能なる事情あるに鑑み、更に昭和二年度より改訂方針に基き恒久的官行斫伐事業を実施することとなりたり。

第二項 事業の計畫

昭和三年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行斫伐収入 三、一三七、〇〇〇圓
- 二、官行斫伐費 二、三〇六、一七四圓
- 三、事業 伐木一、三〇〇、〇〇〇石、搬出一、二五八、〇〇〇石、販賣一、二五八、〇〇〇石。

第三項 事業の組織

昭和二年五月二十五日勅令第一三三號を以て従來の臨時森林作業所官制中「臨時」の二字を削除し定置の機關に改めたり。
 所長は技師を以て充て技師、屬、技手及雇員等を配し、事業現場には事業所を置き現業に従事す。之を表すすれば左の如し。

區別	技師	屬	技手	雇員	備人	計	事業所
内務	四	六	八	一五	一	三三	
外務(事業所)	一	一	一七	二四	一四	一八一	一八

林業

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四糎以上長さ二、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇糎以上長さ四、〇及四、二米に造材す。

昭和二年度に於ては昭和元年度繰越を加へて五九八、八五〇立方米（約一、六七七、〇〇〇石）を伐採の豫定なりしが、交通及勞力需給の關係等により約五五〇、九五八立方米（約一、五四二、〇〇〇石）を實行せり。

集材運搬 夏山小出は修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。

トラクターはフォードソン六臺、LH^{エルエフ}W^{エフ}二臺計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことゝて機械の故障多く爲めに豫期の成績を擧げ得ざりき。

搬出は市場關係其の他を考慮して之を縮少し流送網場及海岸土場に卷立てたるものを合算するときは約七四、〇七し立方米（約二二二、〇〇〇石）なり。

製品引渡 昭和二年度實行數量七四、〇七七立方米（二二二、〇〇〇石）と臨時森林作業所時代に於て實行

し繰越せる數量一九九、八三六石八六合計四一一、八三六石八六全部を特賣處分せり。

尙參考の爲め自大正十一年度至昭和元年度松毛蟲蟲害に基く斫伐事業並製品賣拂の成績を左に掲ぐ。

第三款 事業の成績

事業 大正十一年度は當初計畫の通り丸太三百萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は蟲害蔓延狀況當初の豫想に反し大體終熄の狀態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力の拂底、勞銀及船運賃の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石伐採二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり。大正十五年度は百二十九萬石伐採、二百二十三萬石搬出の計畫なりしが事業上の都合に依り百十萬石伐採、二百十三萬石を搬出し殘部は翌年度に繰越したり。今各年度の成績を表示すれば左の如し。

事業成績表

年 度	伐 木	搬 出	引 渡	備 考
大正十一年	二、七三、六〇一・四六 石	六七三、六六六・二八 石	六二六、八五九・二三 石	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。
大正十二年	二、五九、四八五・七七 一、〇一九・〇〇	一、九〇一、五八七・二九 三三三・四〇	二、一一、三〇〇・一七 二七三・六〇	二、敷は薪材なり。 三、大正十四年度繰越事業二十二萬五千八百四十四石一斗六升を含む。
大正十三年	二、三六、五四九・九八	二、五〇三、八〇〇・三	二、五四七、二八八・五三	
大正十四年	一、一〇〇、三八八・九二	二、三〇一、二八〇・三	二、一六九、五二五・三八 一〇〇・八〇	
計	八、四六〇、〇三三・二三 一、五七〇・〇〇	七、三〇八、九一九・九二 一、〇七八・九〇	七、四四五、三三三・二二 一、六八五・二〇	

●賣拂 製品は事業の狀況及市場の關係等を考慮し、大正十一年度六十一萬五千餘石、大正十二年度二百一十一萬一千餘石、大正十三年度二百五十四萬七千餘石、大正十四年度二百十六萬九千餘石、昭和元年度には百三十一萬九千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。



(集群の狀 胎 圖)



(集群の鳥ペンツロ)

年 度	賣 拂 區 別		年 期	豫 約 公 募	特 賣	計
	材 積 金 額	材 積 金 額				
大正十一年	材積金額	三三、六五、九六	五七、二四、一九	三四、九二、八五	六二五、六七、〇〇	
大正十二年	材積金額	五七、五四、五四	一六〇、三四、六八	六九三、七五、六〇	一、四二、四四、八三	
大正十三年	材積金額	八六、三八、八〇	五三三、八五、三四	七五一、四九、五九	二、一一、六三〇、〇九	
大正十四年	材積金額	二、一九、六三、〇六	一、四七、八〇、二二	一、九七、四九、五九	五、五九、八三、一七	
昭和元年	材積金額	一、五七、四〇、九二	四〇九、二五、六六	六〇〇、六二、九六	二、五四七、二八、五四	
計	材積金額	四、五〇、〇三、〇六	一、〇七、一八、〇九	一、六六、四一、五三	六、九五、六九、六八	
	材積金額	八三、七〇、六一	四七、七六、七五	一、六七、九八、〇三	二、一六九、五五、三八	
	材積金額	一八六、六八、六〇	一、〇六七、一六、九五	三、五九、九五、三四	四、八四三、七三、四九	
	材積金額	一〇〇、〇〇、〇〇	八八四、七四、三七	三三四、九七、〇一	一、三一九、五〇、三八	
	材積金額	二五五、〇〇、〇〇	二、四〇〇、五四、九九	九〇八、五四、四九	三、五六四、一一、四八	
	材積金額	二、七九、一八、二九	二、三四三、七六、三二	三、六三九、七六、七九	八、七六三、六〇、三九	
	材積金額	七、四八、八二、六六	六、一八、九五、四三	八、七三六、〇九、五五	三、三三六、八四、六四	

林業

第十一章 水産業

第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健全なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の収益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困

難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、漁業法
 - 一、樺太に於ける漁業法施行規則
 - 一、漁業登録令
 - 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則
 - 一、樺太漁業取締規則
 - 一、罐詰及壘詰製造業取締規則
 - 一、水産物検査規則
- 一、漁業組合令
 - 一、漁業組合令施行規則
 - 一、水産組合規則等。

漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鱒及鮭の定置漁業、魚類介類藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯨、鱒及鮭の免許漁業は特定の事項（樺太に於ける漁業法施行規則第九條）に該當する場合に非ざれば免許を興へず。其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は飄網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒、鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

水産業

二二二

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鯉とは別個の漁業權とし、鯉漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百六十二、鱒及鮭飄網又は建網二百七十四に及べり。尙大正五年より專用漁業場を設け現在其の數六十七に達せり。

鯉は其の大部分は漁業者に依り搾粕に製造せらるゝと雖も、近時身欠鯉竝に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯉漁獲高(生鯉ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫トシテ計算シタルモノ)

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十四年	四、六五、〇〇	七、八三、二九〇	七、六六、二〇〇	四、二二、九四五	一、九九、八〇五	八、二五、八九五	三、八七、一〇〇	六五、五九四	三、二五							

昭和元年	七、一八、七四〇	四、九六、一八〇	五、六三、八九〇	五、〇七、七五七	二、六四、六七五	二〇、〇五八	九〇	三、八三、五四〇	九一、四五、五一〇							
昭和二年	五、三九、六八〇	六、三八四、六四	九、六五、三五五	二、四五、五五	三、六三、九九	八、七四、七九五	三、三〇、六四〇	八九、二七、六九八								

鱒 鱒漁業は鯉漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加新間及内淵川を中心とする元泊富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及鈴谷川、留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近及來知志川口附近を除きては鱒漁場として價值あるものなし。

本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より飄網をも使用し得ることゝなれり。

漁況は年に依り豊凶著しと雖も大凡そ五年を以て周期となすものゝ如し。

鱒は冷蔵船に依り内地及島内各地へ生賣せらるゝもの及罐詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は鹽藏せらる。

水産業

二二三

水産業

鱒漁獲高(生鱒重量ニシテ、一尾三百六十四匁トシテ計算シタルモノ)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十四年	五六、六四	一四、九六	二〇、一〇	一六、八三	五四、六三	四六、五五	二六、七八	一六、八二	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇	一、八〇、九〇
昭和元年	二、五二、七五〇	一、一八六、七四三	一、六四七、二七九	一、六五四、七四六	一、八五、五九二	四九、二九〇	七、八二〇	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九	八、一九三、二九
昭和二年	一、〇五五、二八四	四三、五〇〇	二六、六三〇	三九、五九一	四八、二〇四	三六、二六七	一七、三三六	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八	二、三八三、六八

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと云ひ後者をアキアヂと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主として一漁場にして漁獲高六萬貫以外に達するものあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアヂは西海岸に於ては多蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。鮭は鱒と同じく一部冷蔵に依り生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時鮭

製品の製造を企圖するものあるも尙其の産額多からず。

鮭漁獲高(生鮭ノ重量ニシテ、一尾九百五匁トシテ計算シタルモノ)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十年	一四八、九七五	一、七〇八	二〇、一〇	五八、四三	四二、〇七五	二五、五九	三六	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇	二九五、九〇
昭和元年	三五、九〇九	四、二五九	三八、六六	一七〇、二六六	六四、六〇	二七、三三	七五	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九	五六七、九六九
昭和二年	一六九、六五一	四、一四三	三四、三九〇	一四、七四	六八、八九	二八、五七六	一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九	四四八、四一九

鱒 鱒は沿海沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高川崎船一雙にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一雙にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機

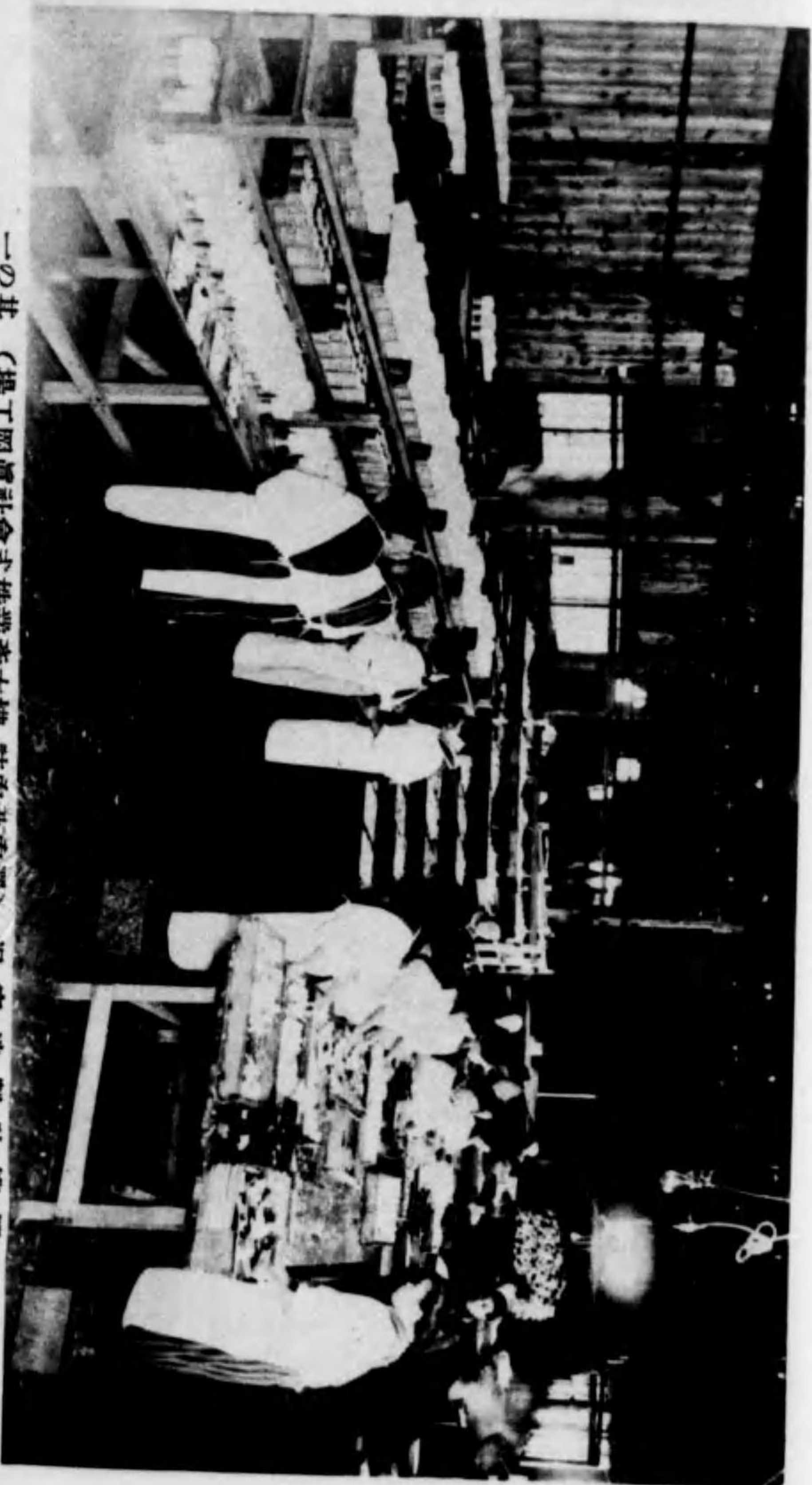
水産業

水産業

船激増したるを以て今後は其の産額著しく増加すべし。
 鱈は主として棒鱈に製するも夏季に於て樽粕又は開鱈に製するもの亦尠からず。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り、大正十四年以來鹽鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。
 尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及薬用肝油の二種にして其の年産額二萬函に達す。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁ト)
 シテ計算シタルモノ

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十四年			1貫		13元9貫		5,277貫		100,050貫	5,833,659貫		2,628,123貫		129,011貫		8,695,188貫



一の共 (場工岡眞社會式株業産太樺、詰肉及肉選) 況實造製詰罐罎



二の其 (揚子岡眞社會式株業産太輝、詰肉及肉選) 況實造製詰籠蟹

昭和元年	二八八	五、四六三	一〇八、〇〇五	四、九七六、六六八	三、二九、五五六	二〇〇、〇八五	八、四二〇、〇六四
昭和二年	六二〇	四、三六八	三六、八三三	四、七三〇、三七三	三、一四一、五七五	一五八、九七七	八、〇七五、七三五

鯨の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延縄及手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業續出せり。鯨は生賣せらるゝの外は悉く搾粕に製造せらる。

鯨漁獲高(生鯨ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫トシテ計算シタルモノ)

年度	支廳	敷	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十四年		八、六四八	八八、八三四	二七五、六四〇	四九、六六六	二四、五九九	三三、七五六	七六、八〇六	八四七、八九九							
昭和元年		五、四二〇	九四、二九〇	七九、七九〇	五、二〇〇	一七、三八〇	三三、四〇四	二三四、三五〇	七六五、八二四							
昭和二年		二二、〇四〇	一三六、八四四	五九、〇八〇	二二、五五一	三八、八三〇	三三、二六〇	二〇二、九五〇	八〇九、五五五							

水産業

水産業

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。
 明治四十二年以降鑑詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。
 蟹は少量の生賣を除くの外全部鑑詰及塙詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩價額參百拾六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の間合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は從來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつゝあり。

蟹漁獲高

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
大正十四年		1	尾	七六、七〇〇	尾	二九、五三四	尾	二七、九七〇	尾	二九、八二二	尾	四六〇、四七七	尾	六〇、四九七	尾	一、〇四、九九九

昭和元年	—	尾	五七、六〇〇	尾	一四、七四〇	尾	四三、二一〇	尾	三、八六〇	尾	二六九、一五〇	尾	一六、〇一九	尾	八〇一、四九九
昭和二年	1,500	尾	七八、四〇〇	尾	三〇、六六九	尾	二七、五二〇	尾	四、三六六	尾	二六八、七六五	尾	三四、三六六	尾	六九一、六四六

● 昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊瀆間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細日昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品(昭和二年)

水産業

品 種	支 廳	數 量						合 計		
		敷 香	元 泊	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡			
反 昆 布	布	1	1	1	375,955	68,085	47,835	3,005	494,850	346,501
長 切 昆 布	布		6					6	6	11
花 折 昆 布	布				1,700	1,017		5	2,717	3,452
ト ロ 、 昆 布	布	3		105	2,965	235	675	790	4,800	1,114
烏 田 昆 布	布		2,048		6				2,054	2,841
端 折 昆 布	布				170				170	102
猫 足 昆 布	布				360				360	64
其 他										1,171
計										255,570

鯨 沿海は鯨族の洄游場からず、殊にコクチラの一種ガンケと稱するもの極めて多く、南部に於ては座頭長の洄游を見る事あり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式会社は亞庭灣内音を根據地として諾威式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の状態にありしが其の後東洋捕鯨株式会社と合併し、亞庭灣内札塔に根據地を選定し事業に着手して今日に至れり。最近に於ける捕獲頭數は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し、大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭、昭和二年に於て三十九頭を捕獲せり。

臘 臘 臘 海豹島は我國唯一の臘臘獸蕃殖場にして、米領プリヒロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、尋て之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘臘獸蕃殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露と條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘臘獸蕃殖状況

水産業

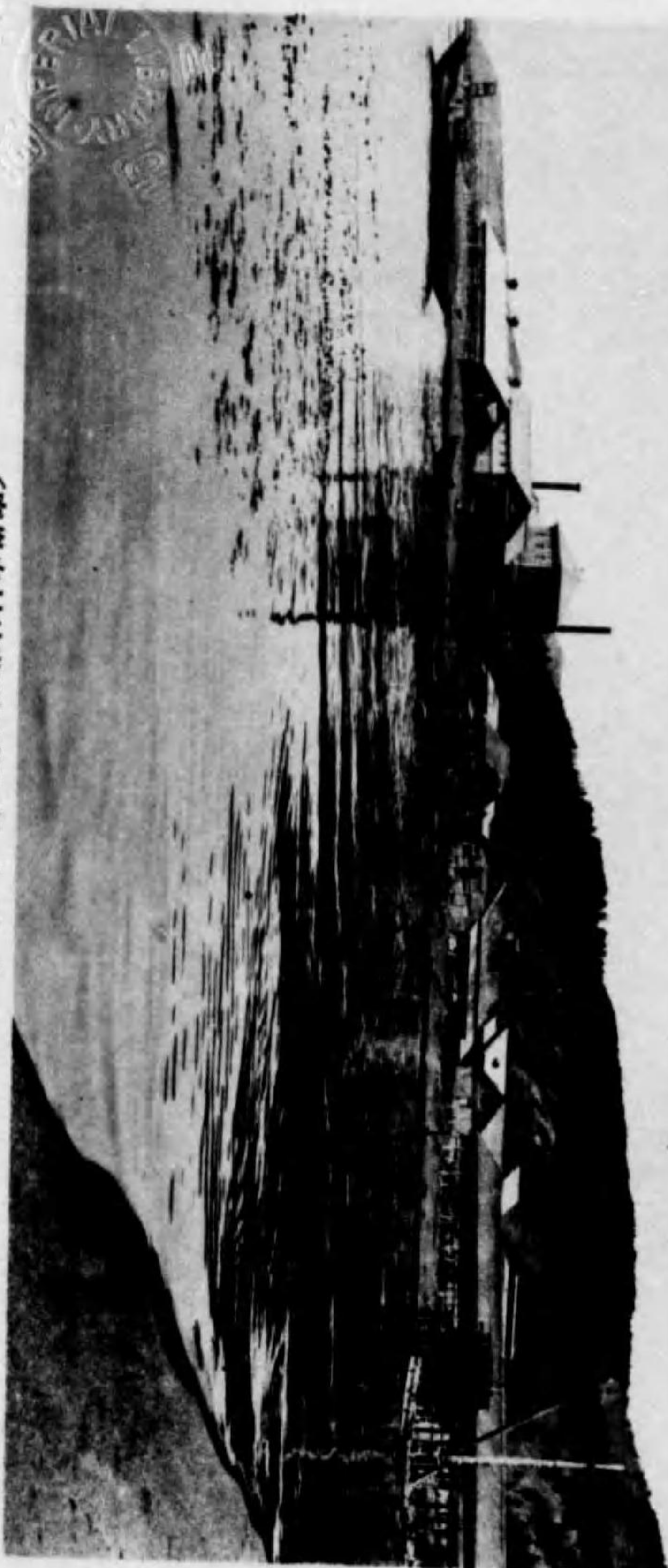
二二二

年別	最大上陸數	産兒數	死兒數	獵獲頭數
大正十四年	二四、八〇三 <small>頭</small>	八、五三六 <small>頭</small>	二六二 <small>頭</small>	八六八 <small>頭</small>
昭和元年	二四、三七三	九、六五四	四三	一、三三
昭和二年	二八、〇九八	一一、〇八六	三七三	一、六〇八

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。

水産物總價額

種類	年度	大正十四年	昭和元年	昭和二年
鯽		一〇、七二六、八三七 <small>円</small>	三、七九、六九五 <small>円</small>	九、九五、九七六 <small>円</small>
鱒		八五、三三二	二、四七、一三六	一、〇三、一五三



(磨桑字村泊瀬郡岡真) 場 驗 試 産 水 臨 太 樟

計	其他	貝類	鮫	鯨	昆布	蟹	鱈	鱒	鮭
一七,五〇六,四五一	一,八六〇,三四五	一〇七,八四五	七,〇五七	三,〇五七	三六,一〇三	一,一四二,五六六	二九,〇六九	六四,五九〇	二,〇六〇,一〇八
一〇,〇三〇,九四四	七四,八二二	四〇,五三〇	三五,四三二	二七,三七六	四九,九〇三	五八三,五九九	六二,五六二	五五,五四九	二,一三三,一三〇
一五,七〇五,三〇〇	六三,三四九	七四,三三七	三六,八六二	三三,一六〇	四三,一〇九	三五五,五七三	一,〇三〇,〇四六	八九,九二九	二,二〇九,八五三
									三四八,九四四

水產業

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、建網漁業水産組合、亞庭灣水産組合及鎌詰業水産組合等相次で之を行ひ其の成績稍見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點尠からざりしを以て、大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員七十名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鯨、鯨鯨、鹽鱈、鹽鮭、鹽鱈、鱈及鮭の筋子、開鱈、開鮭、棒鱈、棒鮭、乾鮓、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、刺蝦、鰓、鮫鱈、玉筋魚及小鯨の煮乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝、鱈及鮭の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに生まれり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鯨、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鯨、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果概近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習講話其他魚介藻類の保護養殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數四十一、組合員三千五百餘名、積立金貳拾貳萬餘圓に達せり。水産組合は定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合あるのみにして、同組合は元建網漁業水産組合と稱し(明治四十二年設立)たるが大正十四年現在の組織に改め、専ら魚族の蕃殖保護其他組合員共同利益の増進に努め居れり。

第五節 水産に関する試験及調査

第一款 概 説

鯨流網漁業試験 春鯨の洄游移動は植物性浮游生物の去來及多寡と密接の關係を有するものゝ如く、西海岸に於ては三月下旬乃至四月上旬既に沖合に於て魚群の來游を認め、亞庭灣に於ては四月下旬水温の急昇と共に魚群沿岸に襲來するものゝ如く、夏鯨は鶴城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く魚群豊富にして流網漁業有望なり。秋鯨は十月以後西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來游せると天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有望なり。

發動機手繰網漁業試験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鯨族豊富にして、一網多きは四、五十箇平均十四、五箇(石油函)の漁獲を示し、亞庭灣内に於ては登沖合最も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ鯨族饒多なり。

深海手繰網漁場調査 タラバエビ調査の必要を認め鶴城近海に於て實施せるが、泥塊海底に介在し網を使用すること至難にして當分營業として經營するの見込なし。

東海岸漁場調査 榮濱沖合に於てエビ漁場、富内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於ては鯨族の棲息區域比較的廣汎なることを知れり。然れども東海岸に於ける底魚漁場は多來加灣を除きては大體に

於て陸岸に沿ひ恰も帶狀を爲せるが如く其の範圍極めて狭小にして、鯨及タラバ蟹は水温二度以上にあらずれば漁獲多からず。

流網漁業試験 鯨、鯧、鯖及鮪に就き試験せる結果鯨の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と至大の關係を有するものゝ如く、鯧は蟹底刺網との關係上延繩を使用する方却て有利にして、鯖は眞岡、泊居及鶴城近海に於ては沖合漁業として相當に望みあり。鮪は大正十三年度より大正十五年度に亘り中知床岬附近沖合及海馬島近海に於て試験せるも、魚群の來游不足にして營業として成立し得る見込なく、海馬島近海に於ては鼠鯨の相當棲息せるを認めたり。

蟹漁業試験 機船手繰網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し漁業取締規則の實行には最も適切にして、且つ罐詰原料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に嚮望せらるゝ海區は何れも底刺網漁場にして漁期中殆んど手繰網を使用するの餘地なし。

本斗以南漁場調査 秋季手繰網を以て試験、調査せる結果、本斗沖合より海馬島近海に至る海區は水深百米突以上にして、底質細砂の場所にありては赤鯨及宗八鯨棲息せるも、水深百米突以内の比較的淺所にありて

はブタ鯨多くカジカ及小鱈等亦相當に棲息せり。

其の他 以上の外延繩の強弱、釣鈎浮子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上參考となるべき必須なる事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。

大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成绩を示しつゝある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一箇年を出でずして本斗野田間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎漁船に据付け著業せるもの五十餘艘の多きに達し、現在西海岸を通じ九十餘艘を算し今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國プロセス會社製機械を設置し、主として鯨粕製造試験を施行の結果操業の利便、製品々質の精良、魚油の増收等見るべきもの多々ありと雖、機械及建築物等に多額の固定資本を要するを以て經濟上不利なる缺點あるも本機利用法に就いては目下講究中なり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻兼用の簡易なる機械を考案し鯨、鱈粕壓搾につき試験を遂行し豫期の成績を得たるを以て、之れが使用法に就き一般當業者を誘導しつゝあり。

改良竈試験 島産石材を以て改良竈を設置し、從來の土竈と比較し燃料、能率其の他に關し試験の結果良好なる成績を擧ぐるを得たりしを以て當業者の參考に供しつゝあり。

人口乾燥試験 冬季間に於て棒鱈、開鱈等の人工乾燥を行ひ、製品の速成、品質向上等に就き研究を續行し、鱈主産地北本斗に於て當業者の指導の傍ら實地試験を行ひ、稍所期の目的を達したるも、尙進んで經濟上に關する試験を重ねると共に梅雨期に於ける製品速成試験をも併行せんとす。

魚粕防腐試験 函館市に於て發賣ミタカ劑に付試験を行ひ、良好なる成績を得たるを以て一般當業者に紹介せし結果野田、島内各地漁業組合に於て、春、夏練に之を利用し効果を擧げつゝあり。

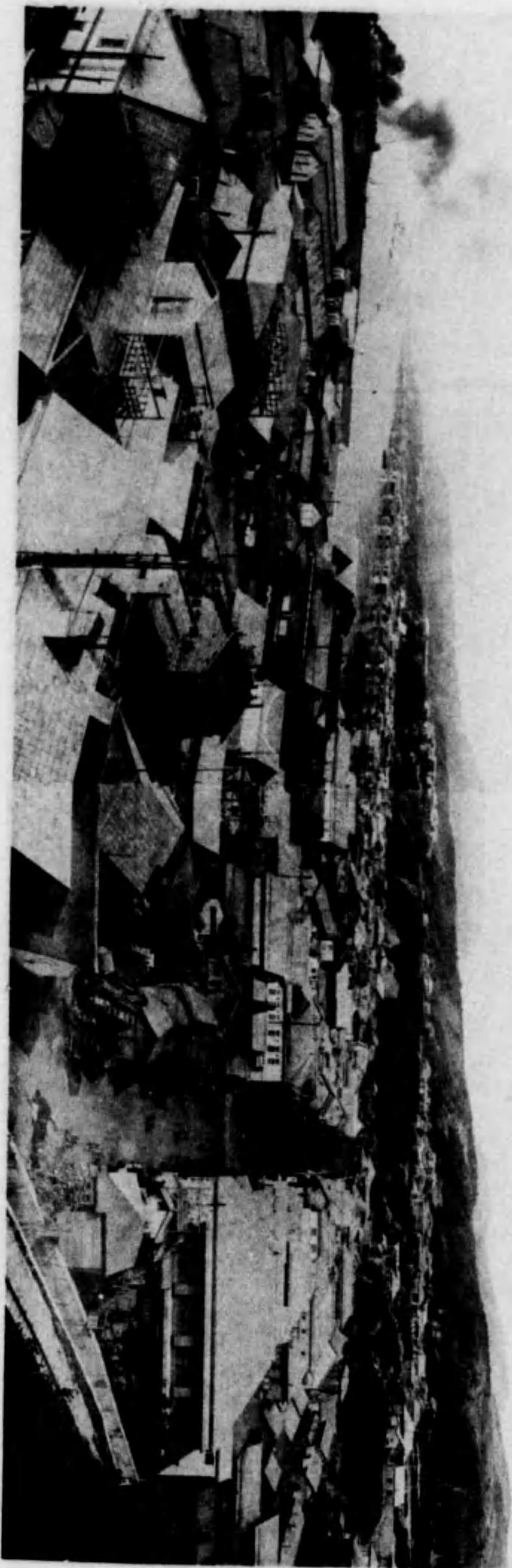
分析試験 當業者の出願に係る水産物製造に附隨したる各地の分析、鑑定を行ひ、之が結果を一般に公表して參考に供し居れり。

食糧品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。

水産業

要す。又生態調査の結果は (一) 沖合洞游の場合と沿岸に襲来する場合とは洞游適温範囲を異にし、(二) 沖合洞游の場合には概ね未熟なるも沿岸に襲来するものは然らず。(三) 沿岸に襲来する場合は其の海水硅藻類中キートセラス、タラシオシラア等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。

蟹抱卵飼育孵化試験 本試験はタラバ蟹孵化事業の準備試験にして、大正十年度より繼續實施し大正十四年度迄に判明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後鹽分三三・〇〇乃至三四・五一%に於ては二十三日間、三三・〇二乃至三三・〇六%に於ては十三日間、三一・〇四乃至三三・〇二%に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間にて鹽分三一・〇〇乃至三四・五一%に於ては仔蟹の發育良好にして十四日目に脱皮し二十日後に於てメタゾエア型に似たる狀を呈せるも、其の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエア期を脱せずして死せり。(四) 發眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹孵出後鰹肉、蟹肉、昆布、鶏卵黄味を乾燥粉末となし飼料となして投入せるに、鰹蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの狀なく散去し、鶏卵黄味粉末



街市町

の場合には投入するや相争ふて群集捕食し粉末沈下するに随ひ沈降するものゝ如し。

海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしめむ爲め鶴城、久春内、樂磨、海馬島、西能登呂、長濱、元泊、敷香等に定地観測點を設け、自四月至十一月間或は周年観測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査すると共に、自三月至十一月間各月樂磨正西一湊點を基點とし西方二十一湊線上二湊毎に横斷観測をなし、夏季本島近海全般に亘る大横斷観測を實施し、且つ標識海流壘を放流し表層流の概要を調査せしに、(一) 本島近海を環流する海流に對馬、韃靼、オホツクの三海流存在し、(二) 對馬海流は北海道西海岸を洗ひつゝ北進し來り其の主部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峡を横斷するに際し分流を出し海峡深く浸入し、其の主部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峡を通過して千島海流と合し再び南下するものゝ如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分派と合し灣内を時計針の廻轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海豹島近海に於てオホツク海流の南下に相遇し之がため多來加灣内に侵入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 韃靼海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峡に至り冷却し且つアム

トル河水を混入して沿海州側を南下するものにして、常に韃靼海灣に於ける對馬海流を深層より壓迫しつゝあり（本島西海岸沿岸を南下する寒冷水は韃靼海流と關係あるものゝ如きも未調査に付き斷定し得ず）。

(四) オホツク海流は源をオホツク海に發し本島の東海を南下し北知床岬を廻り多來加灣に入り沿岸に沿ふて南下するもの、及中知床岬を廻りて亞庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものと合し千島列島北側を洗ふものゝ如し（太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き斷定し得ず）。(五) 對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鱒・鮭人口孵化事業 大正十一年度留多加川上流逢坂に二百萬粒收容の鱒人口孵化場を設置したるが、其の後鱒の湖上急遽に減少し所要親魚數は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸幌内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鮭人口孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多蘭泊川上流に二百萬粒收容の鮭人口孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷豫察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。

第十二章 商工業

第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原町は鐵道本線及豊眞線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の玄關、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

商工業

●●
 勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが、大正九年三月の財界の變動を一轉機として内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、樺太に於ても内地と同步調をとり年々低落の傾向を示しつゝあり。

各種勞働賃銀表

(昭和二年八月)

職業別	日給月給		豊原	大泊本	斗真岡	泊居元	泊敷	香
	給別	別						
大工	日給	月給	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	五、〇〇
左官	日給	月給	四、五〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	六、〇〇
石工	日給	月給	五、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	六、〇〇
木挽	日給	月給	四、二〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	五、〇〇
根家屋	日給	月給	四、二〇	三、五〇	三、八〇	三、八〇	三、八〇	五、〇〇
煉瓦積	日給	月給	五、二〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	五、〇〇

商工業

職業別	日給月給		豊原	大泊本	斗真岡	泊居元	泊敷	香
	給別	別						
疊刺	日給	月給	四、二〇	三、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	三、五〇	六、五〇
建具屋	日給	月給	四、二〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	五、〇〇
經師	日給	月給	四、七〇	三、〇〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	六、〇〇
指師	日給	月給	四、二〇	四、〇〇	四、五〇	四、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
日飾人	日給	月給	二、〇〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	三、〇〇	三、〇〇
桶屋	日給	月給	四、二〇	四、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
下駄屋	日給	月給	五、五〇	五、〇〇	七、〇〇	四、〇〇	—	—
靴工	日給	月給	八、〇〇	六、〇〇	五、五〇	五、〇〇	—	—
裁縫(洋)	日給	月給	五、五〇	六、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	—	—
裁縫(和)	日給	月給	八、五〇	五、〇〇	二、〇〇	四、〇〇	—	—
鍛冶	日給	月給	四、〇〇	五、〇〇	四、〇〇	七、〇〇	—	—

商工業

二五四

下	下	漁	塗	簿		
女	男	夫	師	物	物	物
同	同	賄付月給	同	賄無日給	賄無日給	賄無日給
一五、〇〇	二〇、〇〇	三〇、〇〇	四、五〇	四、〇〇		
一〇、〇〇	一〇、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇		
一五、〇〇	三〇、〇〇	四、五〇	五、〇〇	四、五〇		
一五、〇〇	二〇、〇〇	三、五〇	三、五〇	四、五〇	賄付月給	七、〇〇
一〇、〇〇	三〇、〇〇					
二〇、〇〇	三〇、〇〇	六、〇〇				
一五、〇〇	三〇、〇〇	三、五〇				

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林業、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料たる石炭亦無盡蔵と稱せらるるも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態あり。今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百參拾參萬五千六百貳拾六圓中工業物は貳千七百七拾萬六千八百參拾七圓にして其の五割を占め、之を六年前の大正七年の實數生産總額參千七



(場工居泊社會式株業工大韓) 場工アルバ

百五拾六萬九千參百六拾六圓中工産物壹千七百九拾八萬七千八百四拾貳圓に對比すれば相當の成績を擧げたものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遲々たるは畢竟資本と勞力の缺亡に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源も漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし、之を奨勵したる結果遂に

今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、パルプ

林木は樺太に於ける重要産物にして、其の利用方法の如何は直に樺太に於ける産業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果、針葉樹の利用に關しトド松、エゾ松は其の一部を建築其の他の用材に供する外製紙原料たるパルプ製造に利用するを最も策の得たるものとなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を豫定し之が獎勵に努めたり。

當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力の供給亦其の方途立ちたるを以て、大正二年始めて大

泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次て泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正三年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在八工場、製産年額十數萬噸に及び所要資材三〇〇萬石を要し、現時本邦パルプ資材の大半を供給する狀況にあり、既設工場の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

島材移出に付ては明治四十二三年頃より電柱材、枕木材としてカラマツの移出を見、内地方面パルプ資材の缺乏に伴ひパルプ資材として移出を見たりしが、大正八年より十二年に亘る大蟲害の爲め官行斫伐、大口賣拂處分行はれてより俄然移出量を増加し北洋材として内地到る所に聲名を博するに至れり。最近に於ける移出量を示せば次の如し。

大正十二年 六六七萬石

〃 十三年 九四八 〃

〃 十四年 九五六 〃

商工業

〃十五年 一〇七九〃

昭和二年 一一五六〃

島内製材工場は九十三箇所あり、使用丸太九十七萬石、製材六十三萬石にして四萬五千石を移出し他はすべて島内にて使用せり。

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしも、氣候の變化及設備等大に内地と異なり好結果を得る能はざりしが、原料米の精撰、技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに沍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多く生産量亦逐年増加し、現場醸造業者五十、醸造高清酒四萬石、燒酎二百餘石、酒精及酒精含有飲料一千五百石等にして、尙年を逐うて隆盛に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し燒酎及酒精含有飲料等比年増加しつつあり。

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

水産工業は領有前既に相當發達せしことを認め得るも微すべき文獻なきを遺憾とす。

明治四十一年西海岸樂磨に水産試験場を設置し、漁場及漁業方法の調査を爲すの外水産物の製造方法に就き調査研究して範を示し直接に間接に之を奨勵し斯業の發展を促せり。

本島に於ける罐詰業（重に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四兩、參百參拾七萬五百五拾八圓に達したるが蟹は濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹罐詰工場の間合を行はしめ工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四拾五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四となり、大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七十二兩、八拾八萬貳千七百九拾七圓、大正十五年には工場數十八、製産額二萬四千五百三十五兩、六拾六萬參千四百圓となれり。

四、製材業

商工業

明治三十八年領有後政府に於て露人の遺棄したる亞庭灣沿岸荒果の木工場を修理し、廳舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり。大正十二年關東地方大震災に際し斯業は一時活況を呈したるも豫想は現實を伴はずして、製品滯滞事業不振に陥りたりしが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉製造 農業工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産金額四萬四千四百四拾壹圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に漸増せるも製産額は七千貳百拾五圓に激減し僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之畢竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。

牛酪製造 牛酪製造を獎勵し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 外國貿易

本島の貿易港は現在大泊及眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至りしが更に大正十五年以來西班牙埃及を加へたり。

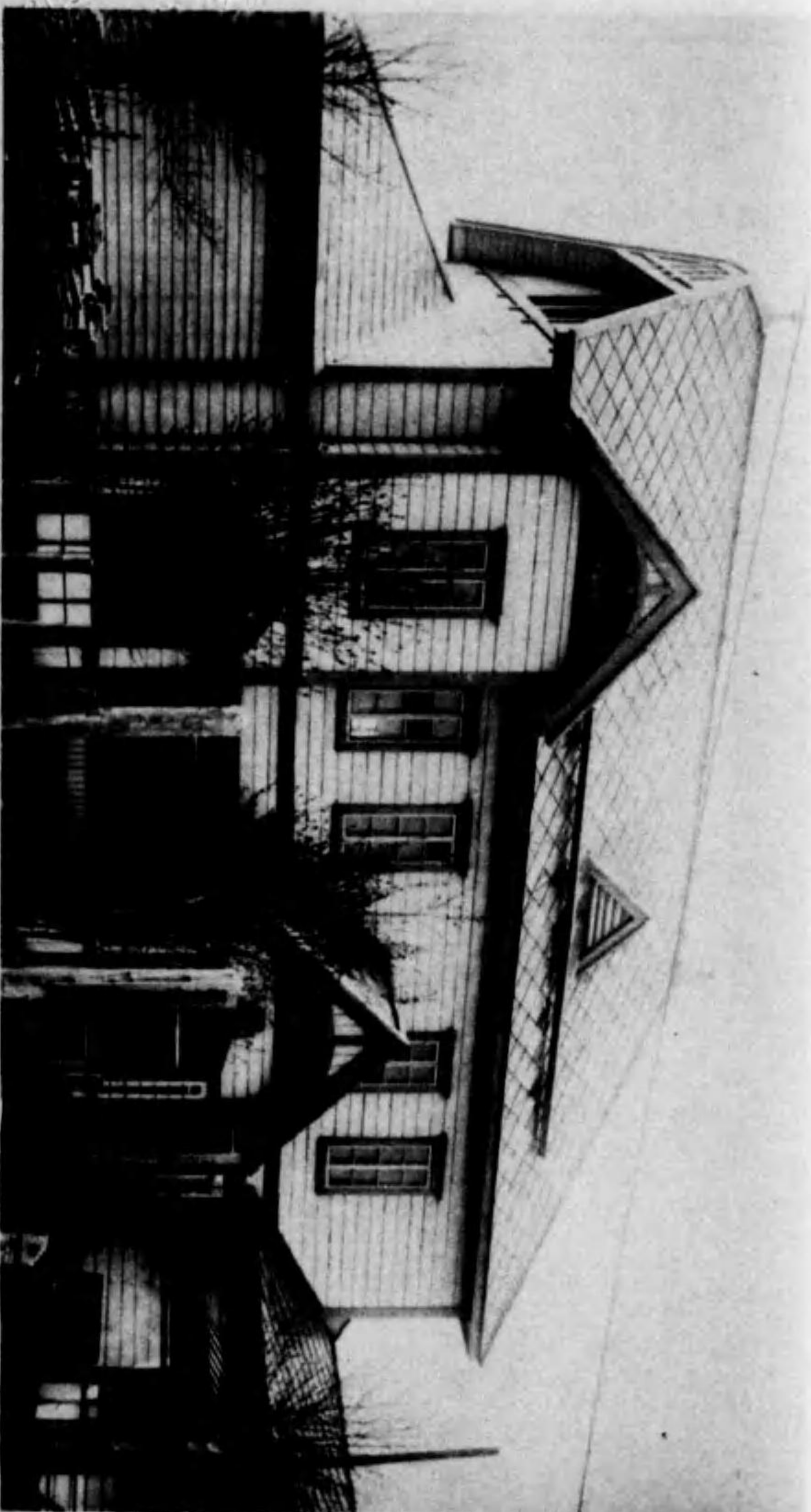
本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他の鐵道用金具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出拾萬六千八百九圓、輸入參拾萬七千九百七拾九圓、計四拾壹萬四千七百八拾八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五拾九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至

商工業

二六二

り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八拾七萬九千八百貳拾八圓、輸入四萬四千七百貳拾五圓、計九拾貳萬四千五百五拾參圓を示したり。越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百參拾六萬圓を超え實に領有以來の首位を占めたり。大正十五年に於ては前年に比し減少を示せしも尙輸入九拾六萬六千九百餘圓に上り稍見るべきものありと雖、本年の如きは貿易總額七拾五萬五千餘圓を示し年々衰微を來せるは洵に憂ふべき現象なり。今最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。

支那	露西亞		區別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
	天竺	海州						
秦皇島	天津	渤海	輸出	八三、四三二	六九七	七、〇〇〇		
	天津	海州	輸入	一六〇、七三三	四、八〇九	五七九	七四、五七七	八七五三
	天津	海州	輸出	四六、五五三	二五、八五四	二九、八六三	三四、四五二	二二、〇五
	天津	海州	輸入	二六、七三三	四、八〇九	二七、三四九	二六、三三	二六、三五三



所議會工商原豐



關 東 州	其 他 の 外 國		合 計	超 過
	英 國	獨 逸		
輸 入	輸 出	輸 入	輸 入	輸 出
105,011		573,793	244,123	396,630
188,241		441,095	53,721	387,374
158,640	880,445	1,331,277	34,349	1,296,778
193,456	384,430	966,924	2,621	984,301
334,139	138,866	728,783	26,352	702,431

輸出貿易は多くは北樺太及沿海州其他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年

商工業

商工業

二六四

同地方の金融逼迫し經濟不況に陥るや曩に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の状態を持続せり。

大正十四年輸入の額に激増せるは英、米、獨等より製紙機械類其の他の輸入ありたるものにして、昭和二年西班牙及埃及との貿易は前年と同じく粗鹽の輸入を見たるに因る。今最近に於ける輸入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

輸出 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及粳、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲繩索、

鞆提囊旅櫛及佩衣類、絹綿織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、鑛油其の他油脂蠟、石治、木炭、足袋、化學藥及配合品、履物、襤寸、麻網等

輸入 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、鹽、鹽鱈、筋子、米及粳、栗、バイフアー及シダー、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉魚介蟹罐詰、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等

第四節 商工業會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊及眞岡には従前より商業會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法令に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが昭和三年一月商工業會議所法を施行の結果商工業會議所と改稱せらる。

爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつつあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	議		員	
		定	現	在	定
豊原商工業會議所	大正十二年三月二十日	三〇	三〇	三〇	六

商工業

二六五

商工業

大泊商工會議所	大正十一年九月二十八日	三〇	三〇
眞岡商工會議所	大正十二年二月十六日	二四	二〇

二六六

各商工會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年度	豐原商工會議所		大泊商工會議所		眞岡商工會議所	
	收入	支出	收入	支出	收入	支出
大正十五年	二〇、五八、五五	一〇、五九、八五	一六、五三、〇〇	一六、五三、〇〇	一四、六八、九四	一四、六八、九四
昭和元年	一〇、五五、〇〇	一〇、五五、〇〇	一六、六七、〇〇	一六、六七、〇〇	一三、八五、〇〇	一三、八五、〇〇
昭和二年	一〇、五五、〇〇	一〇、五五、〇〇	一六、六七、〇〇	一六、六七、〇〇	一三、八五、〇〇	一三、八五、〇〇
昭和三年	三、二四、〇〇	三、二四、〇〇	三、二四、〇〇	三、二四、〇〇	一一、八九、〇〇	一一、八九、〇〇

第五節 度量衡

〔明治三十八年邦領に歸するや住民の大部分は退散し、先住民として在留せるは朦朧にして民度極めて低き小數の土人と極めて僅なる露人として、度量衡制度の如きも何等遺跡なく従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が制度施行上非常に好都合なりき。然るに邦領後、比年住民増加し商取引亦漸く繁盛を加へ來りたるが未だ度量衡制度の施行なく之が確立の必要愈々迫れり。依つて大正五年其の準備調査に著手し遂に大正八年九月に至り廳令を以て度量衡規則を公布せられたり。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌し制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令を施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。昭和二年度末營業者數を示せば左の如し。〕

製	度	修	販	計
作	量	覆	賣	量
	衡			器
				販
				賣

商工業

二六七

第十三章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察權は樺太占領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き支廳に警務係を設け支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月官制の改正に依り第一部の警察課を獨立せしめ之を第三部とし、部長は事務官を以て之に充てたり。尙第三部に警務長を置き第三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部と改め警察部長を置き、部長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮するの職權を有せり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしむることとなれり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を警察署に昇格しめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。殊に露國と陸を接するを以て國境の警備を要し之が配置に關する苦心亦容易ならず。本島警察官吏の受持人口は昭和二年に於て巡查一人當り八百五十人にして内地に比し何等渝ることなく、加之其の受持區域の尅大と交通不便其の他警察連絡機關の缺如は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り、目下銳意之が研究に努め其の改善充實を期し居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は三四八、使用職工數は六、二〇三名にして工場數の最も多きは火力工場の二二二、製材業七二、織詰業九、製紙業は之に次ぐ。然れども規模の廣大なるは製紙業にして其の使用職工數四、三八九名にして本島職工數半數以上を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し大正十年工場法の精神を採りて之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を保護する爲隨時吏員を派し之が取締を爲しつゝありて労働爭議等は從來絶無の状態なり。

二、原動機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、織詰工場等に設置せられ、昭和二年末現在一五〇にして内五馬力以上のもの八〇、五〇馬力以上のもの一五、百馬力以上のもの八、二百馬力以上のもの一八ありて總動力四

二、三七〇馬力なり。而して之が取締に關しては原動機取締規則の制定ありて毎日警察官吏をして臨檢せしむるの外、保安課に技手一名を置き定期及臨時に検査を行ひつゝあり。

三、労働者

拓殖の進展に伴ひ輓近鐵道の建設、道路の開鑿、港灣の修築其の他の土木事業並に林業、鑛業等の諸事業勃興して各種労働者著しく増加し、警察上取締及保護を要するもの尠からざるのみならず、關係者間に問題を惹起せるを以て、昭和二年労働者募集取締規則を制定し、募集に従事せんとするものは樺太廳長官の許可を受けしむることとせり。昭和二年末現在樺夫一五、一一七、土工九五九、其の他八、二二四總計二四、三三一名にして尙外に朝鮮人労働者年々増加しつゝあり。

四、危険物取締

本島に於ける危険物の主なるものは銃砲及火薬類なり。輓近各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるも之が取締不備の點多きに鑑み、目下之が取締廳令案の制定手續中にして不日其の公布を見るに至るべし。昭和二年度に於ける消費量は火薬一、七四三貫、ダイナマイト二一、一六三貫、雷管六五七、〇九七貫、

導火線一、八五五、一九三尺なり。

五、建物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く従つて火災の率多きを免れず。依て曩には煙筒取締規則を制定し昨年四月よりは豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締竝に防火建築の實行を從憑すると共にポスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演の開催を行ひ警火思想の普及宣傳に努め其他消防組頭會議を開催し防火諸計畫の實行を促し居れり。昭和二年中に於ける火災度數は一、一八、燒失家屋三三二戸、二六七棟、損害一、三〇五、六八六圓、死者四名にして原因はストーヴ煙筒最も多くストーヴ飛火之に次ぎ一月乃至五月に最も多し。

六、林野火災

本島國有林面積は邦領樺太全面積三百三十二萬八千餘町步中百九十九萬千町步に達し其の廣漠たる森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延燒し一回に千數百町步を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效なく雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災は之を未然に防止するを必要とし次の方法に依り取締竝に豫防宣傳に努め居れり。

一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勵行す。

二、融雪乾燥期に入るや各地に林野火災取締專務の警察官を配置し之が取締に當らしむ。

三、林野火災警防委員を囑託し受持區域を定め巡回せしめ豫防及發見に努めしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。

五、ポスターの配付活動寫眞の映寫竝に講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

右の外本年度に於ては亞鉛板にて宣傳板を作製し各警察署に配付し林野の入口其の他入林者の見易き場所に裝置せしめ之が豫防宣傳に努力を爲しつゝあり。

昭和二年中の林野火災度數は一、一、一回、燒失面積三六、三二四町步、損害六三九、八五四圓に達し、原因は煙草吸殻最も多く汽車の煤煙、火入之れに次ぎ五六月の候に多し。

七、消防

本島の消防組合は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、町村費用を以て常置せるものにして一町村消防組の制を執り、現在三十八組、昭和二年末現在組員五、〇七四名あり、自動車ポンプ七、蒸氣ポンプ

五、瓦斯倫ポンプ二九、オートバイポンプ一、腕用ポンプ一三五、水管車七二ありて、之が防備に對しては年々権太廳より補助金を交付し改善發達に努力せり。

尙消防組員の修養並に相互の連絡親睦を計る目的にて消防義會報を發行せり。

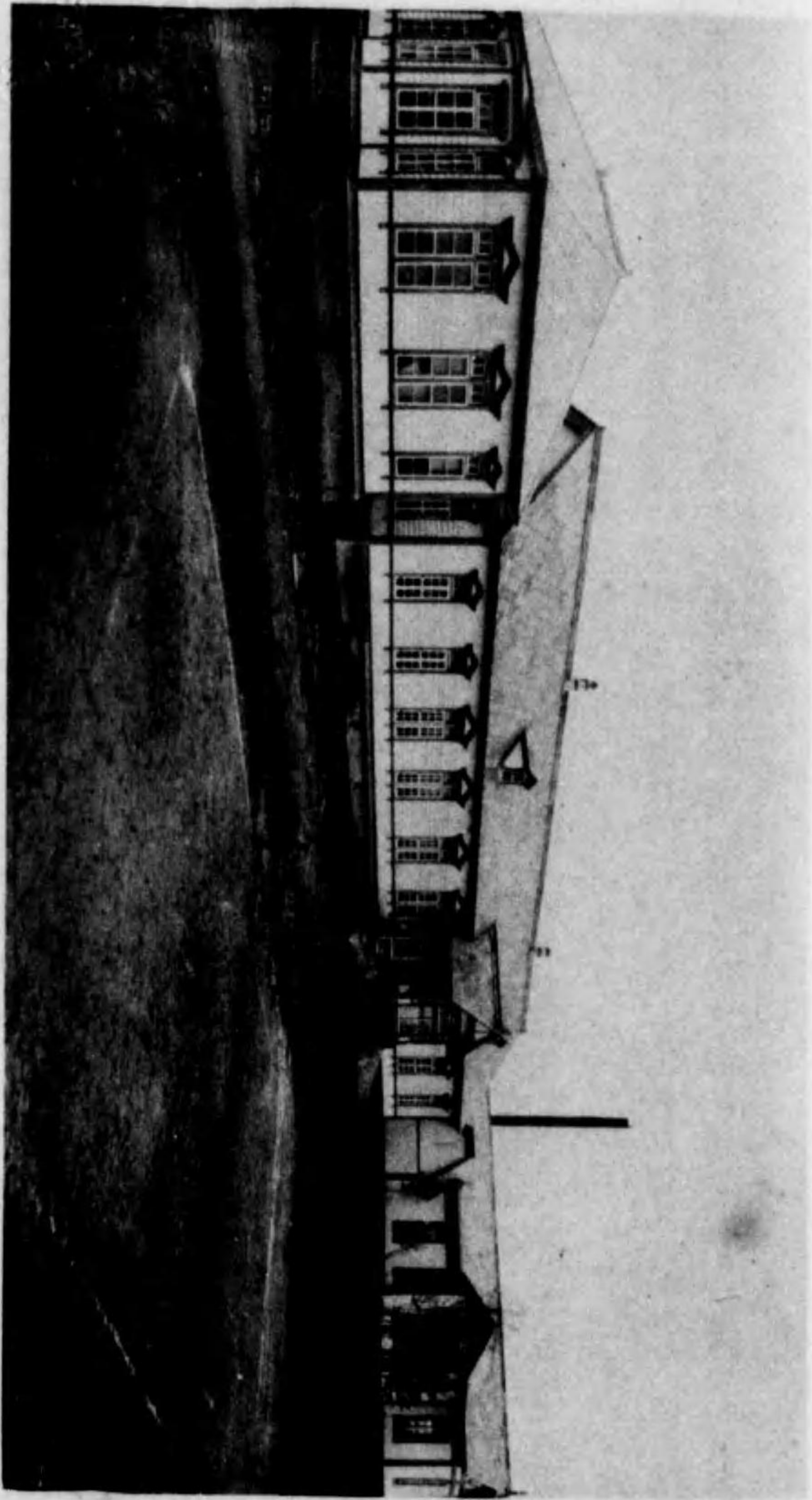
第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て之が取締を嚴重にせり。昭和二年末現在料理店六三五、飲食店八四五、藝妓九四〇、酌婦一、五〇二名、貸座敷三九、娼妓一八〇名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、船隻及小廻船の各營業取締規則其他諸規則に依り取締を勵行し事故防遏に努力せり。昭和元年中に於ける海難罹災船舶は汽船八、帆船三、發動機船二九、漁船六、其他一四、計六〇、死者四三、負傷者二、損害一五三、一七〇圓なり。

陸上 輓近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年と共に著しく其の數を増加し就中昨春來大泊に於ける俗稱圓太郎の出現を見、豫期以上の収益を得たるに鑑み其の出願尠からず。既に豊原眞岡兩



院 醫 原 豊 眞 太 博

市街に各一名を許可し目下營業中なり。昭和二年末現在自動車一三八、自轉車四、二〇七、人力車三四、客馬車二三九、犬橋六八、馴鹿橋二〇あり。

第四款 營業警察

新領土の通弊として領有後一攫千金を夢想して渡來する浮薄なる商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざりしを以て、毎月二回以上警察官吏をして監査せしめ、或は營業者を警察官署に召喚して訓戒する等種々方法を講じ各種取締規定を制定し之を取締を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和二年末現在旅人宿六五三、質屋一八三、古物商四八七、湯屋一二二、雇人口入業九四、代書業一四九、遊戯場六五なり。

第三節 司法警察

輒近各種事業の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり。依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の捜査並に檢舉の充全を期し居れり。昭和二年度中に於ける主要なる犯罪を擧ぐれば詐欺一、五八八、強盜四、窃盜一、六四一、横領六六五、賭博二一八、殺人二八、傷害致死四五、傷害三一六なり。

第十四章 醫事衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計れり。

醫藥機關は醫師一六二 齒科醫師四八 藥劑師三三 藥局二三あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之

を指導し、自發的病害豫防に努めつつあり。

衛生營業者 (昭和二年末)

市場	理髮業	清涼飲料水	氷雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	屠夫	汚物掃除
三	五五	一〇	二七	壹	七	三〇八	二	三	二五

第二節 醫療機關

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡

財團法人樺太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樺太慈惠院最も整備し資産七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室、精神病室四室、患者收容定員普通五五名、精神病者四名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者竝に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別		收容人員		延人員
	前年より越	收	容	退	
大正十二年	三	三	九	三	九、九四一
大正十三年	三	三	九	三	八、八七七
大正十四年	三	三	九	三	九、七五九
昭和元年	三	三	九	三	九、三七四
昭和二年	三	三	九	三	一、九四五

第四節 藥品

警察部及各警察官署竝に樺太廳醫院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヂアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。
藥劑師、藥種商其の他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
三	三	七	八	一六	四	六八	三九六

第五節 海港檢疫

海外との交通は従來北樺太及沿海縣との間に於て小船の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海縣浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診断を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 査

娼妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり、娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療

せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和二年中娼妓及藝妓酌婦の健康診断成績左の如し。

娼妓	藝妓	酌婦	受診延人員		病 者			有病率
			有	無	毒	淋	病	
九、八二	二七、九二	五二、四四	四	五	六	二	三	一、〇二%
二六	二六	五〇	二	三	三	三	三	一、〇二%
一、〇七	四八〇	一、七三	一	三	三	三	三	一、〇二%
一、七四	八六三	一、七四	一	三	三	三	三	一、〇二%
三、三六	三、〇八	三、三六	三	三	三	三	三	一、〇二%

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町及泊居町のみにして眞岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には

簡易上水道あるも、其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口激増し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつゝありて、大泊町に於ては既に起工し眞岡町に於ても其の人口の増加に鑑み設計を急ぎつゝあれば近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質竝に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては賣品の検査を施行して不良品の取締を勵行せり。昭和二年中に於ける製造高はラムネ八四、八五六本、サイダー類六一二、六六七本、果實蜜其の他一七九、五七五本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與

へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和二年中に於ける營業者二七（内一名は人工製氷者）天然氷四六六、五五七貫を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企てるもの續出するの狀況にあり。

第八節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チブスを首位としチフテリア、パラチブス之に亞ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大

醫事衛生

二九〇

正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及同施行細則を公布し各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次	
	死亡	患者
腸チブス	死亡	患者
チフテリア	死亡	患者
パラチブス	死亡	患者
十一年正	一七	一八
十二年正	一六	一七
十三年正	一五	一六
十四年正	一四	一五
昭和元年	一三	一四
昭和二年	一二	一三

醫事衛生

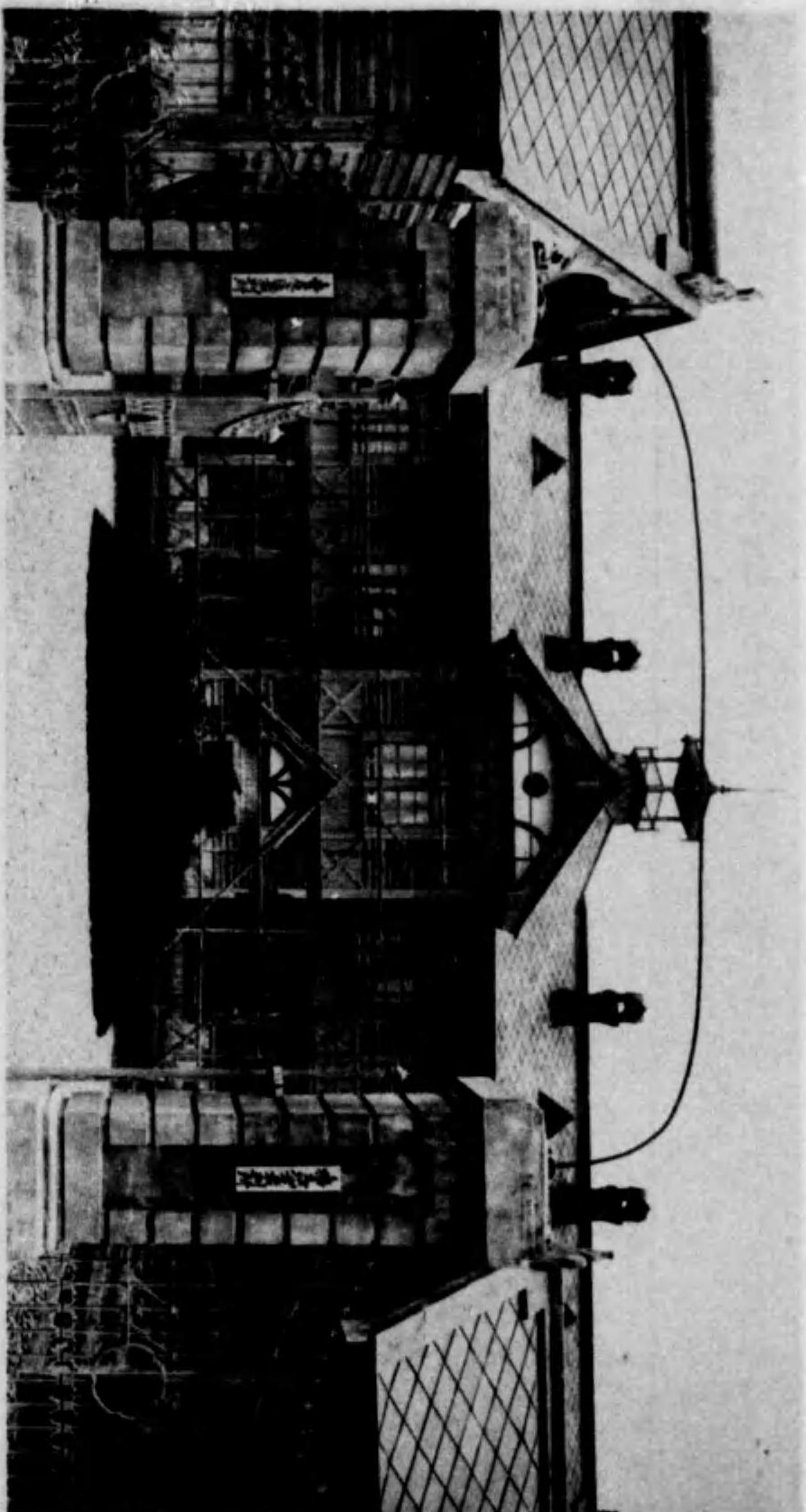
二九一

計	流行性腦脊髄膜炎		痘瘡		赤痢		猩紅熱	
	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者
死亡	率%	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者
一八・八	七	三〇三	一	二	一	八	四	四
二三・三	六	三四一	一	三	三	二七	四	四
三三・九	一八	五五九	二	四	六	三	三	三
三三・九	六	四一九					七	七
二〇・七	七	四一〇	四	三	三	二	一	二〇
二二・五	三	六二〇	四	八	八	三	一	一九

結核 結核患者は比年其の数を増加しつつあり。最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別		患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	計	死亡者數	一般患者總死に對する結核死亡率
	呼吸器結核	結核性腦膜炎								
大正十二年	二、二六	一三	三三	四二	三、〇八九	三三〇	二〇・四	二、八三九	二・三	
大正十三年	二、五五	二九	二七	四二	三、五四三	二九三	八・二	三、三三一	八・八	
大正十四年	二、三九	一九	二四	三三	三、二七四	四二五	二・七	三、〇八七	一三・四	
昭和元年	二、九一	二二	二六	三三	四、〇〇三	三八七	九・七	三、三二七	一一・〇	
昭和二年	三、四九	一五	三三	四二	四、六六八	四四六	九・六	二、四七〇	九・一	

性病 性病患者は人口増加に伴ひ遞増しつつあり。最近五年間に於ける患者の数を示せば左の如し。



(町原豊)所判裁方地太樺

九一名を算せり。而して流行性感胃は漸次其の數を減じつゝあるもトラホームは逐年増加の傾向を示せり。

第九節 汚物掃除

塵芥 比年人口増加するに伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に瀦溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては尙充分の研究を要す。

第十五章 法制

樺太は各般の状態未だ未開の域を脱せず、曾ては我が領土たりし地なりと雖も朦昧なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十年法律第二十五號を以て特に樺太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。

爾來右に依り樺太に施行の法律漸を逐ふて増加し、現在全部施行のもの民法外百四十二件一部施行のもの訴訟法外七件に達し、尙明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第二百二十四號を以て之を統一し以て施政の圓滑を期せり。

◎樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太施行法律特例 (大正九年勅令第二百二十四號)抄

- 第一條 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル
- 前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ
- 第二條 樺太廳支廳長及稅務、林務、鑛業又ハ水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス
- 刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第四條 民事訴訟法第六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス

第五條 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十三條 戶籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ內閣總理大臣之ヲ行フ

第十六章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二號を以て民政を布くと共に民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞て同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中に就き民政長官の任命せる民政署司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の權限に)を發すこととなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三年軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を設置せられ、尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ、特殊

の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所	明治四十年四月一日	豊原郡豊原町
	眞岡區裁判所	泊居出張所 鶴城出張所	明治四十年四月一日 大正十一年十月十六日	眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶴城郡鶴城村

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となり來れるも人事訴訟は極めて少数なり。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に關する犯罪最も多く、窃盜、殺傷横領、漁業及賭博に關する犯罪之に次ぐ。殺傷犯、詐欺、横領及軍人服役に關する犯罪の比較的多きは漁業林業等に從事する働勞者の犯すもの其過半を占むるに因る。

新受理件數 (地方裁判所)

年次	種別			
	第一審	民事	刑事	豫審
大正十二年	一〇五	四三	一四	二
	九	三	一	九
	六	七	二	八
	三	一	九	三
	二	一	二	五

備考 左側數字は民事の部は故障事件、刑事の部は保釋請求なり。
新受理件數 (區裁判所)

年次	種別										
	第一審	和解	督促	破産	和議	公示	假差	強制	競賣	非訟	其他
大正十三年	一四	一三	二	四	八	七	二六	三	三	一	一
大正十四年	九	一七	一	六	九	三	一六	五	二	一	二
昭和元年	二八	二	三	六	一六	三	二四	五	七	一	二
昭和二年	九	三	三	八	一	一	一	三	五	一	二

區別	種別										
	第一審	和解	督促	破産	和議	公示	假差	強制	競賣	非訟	其他
民事	一四	一三	二	四	八	七	二六	三	三	一	一
刑事	九	一七	一	六	九	三	一六	五	二	一	二
計	二三	三〇	三	一〇	一七	一〇	四二	八	五	二	三

局別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
強姦	一五	七	二	一六	一五	四	一〇	六		
窃盜	二五二	二八九	二七四	四三	三三	五	七	七		
傷害致死	二	一八	三	一五	一三	五	一			
傷害	一七〇	三三五	二九一	四一	八三	三二	三三	九		
放火	三	八	六	七						
失火	二三	一〇八	二四	七	六七	五八〇	六六	八〇〇		
詐欺	六六	七三	八三	八四						
詐博	八七	一四八	一三	一五						
賭博					計		二、三三三	二、六三七	二、八八	三、二六七
計	二、七一一	三、五二五	二、六六五	三、三六三	三、〇五四	四、二二九	三、三八二	四、四六七	三、八五九	五、〇七七

犯罪檢舉件数 (一)

年次

大正十二年

大正十三年

大正十四年

昭和元年

昭和二年

局別

件数

人員

件数

人員

件数

人員

件数

人員

件数

人員

樺太地方検事局	六八	一〇四	七四	一一一	一九	二六	一三六	二八六	一八	一六九
豊原區検事局	一、五〇三	一、八八四	一、四五五	一、八五五	一、八八八	二、五四九	二、〇四二	二、六四九	二、四四〇	三、一五三
眞岡區検事局	一、一四〇	一、五二七	一、一三六	一、三九七	一、一七	一、四六四	一、一〇四	一、五三三	一、三〇一	一、七五六
計	二、七一一	三、五二五	二、六六五	三、三六三	三、〇五四	四、二二九	三、三八二	四、四六七	三、八五九	五、〇七七

登記事務 登記事件は國有土地の拂下増加並に人口増加し取引關係頻繁となるに従ひ逐年著しく其の數を増しつゝあり。従つて現在の機關に不足を來し尙出張所三、四箇所増設の必要に迫れり。

執達吏事務 從來事件多からざりし爲め未だ執達吏を置くに至らずして、區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。然れども近年著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置かるゝに至るべし。

公證人事務 未だ事件多からざる爲め公證人を置くの時機に至らずして、區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状態にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人

の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り尙處理し得ることとせり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ大正十三年末に於て既に二、九二六戸一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和二年末現在本籍を有するもの八、一八七戸四二、九〇四人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

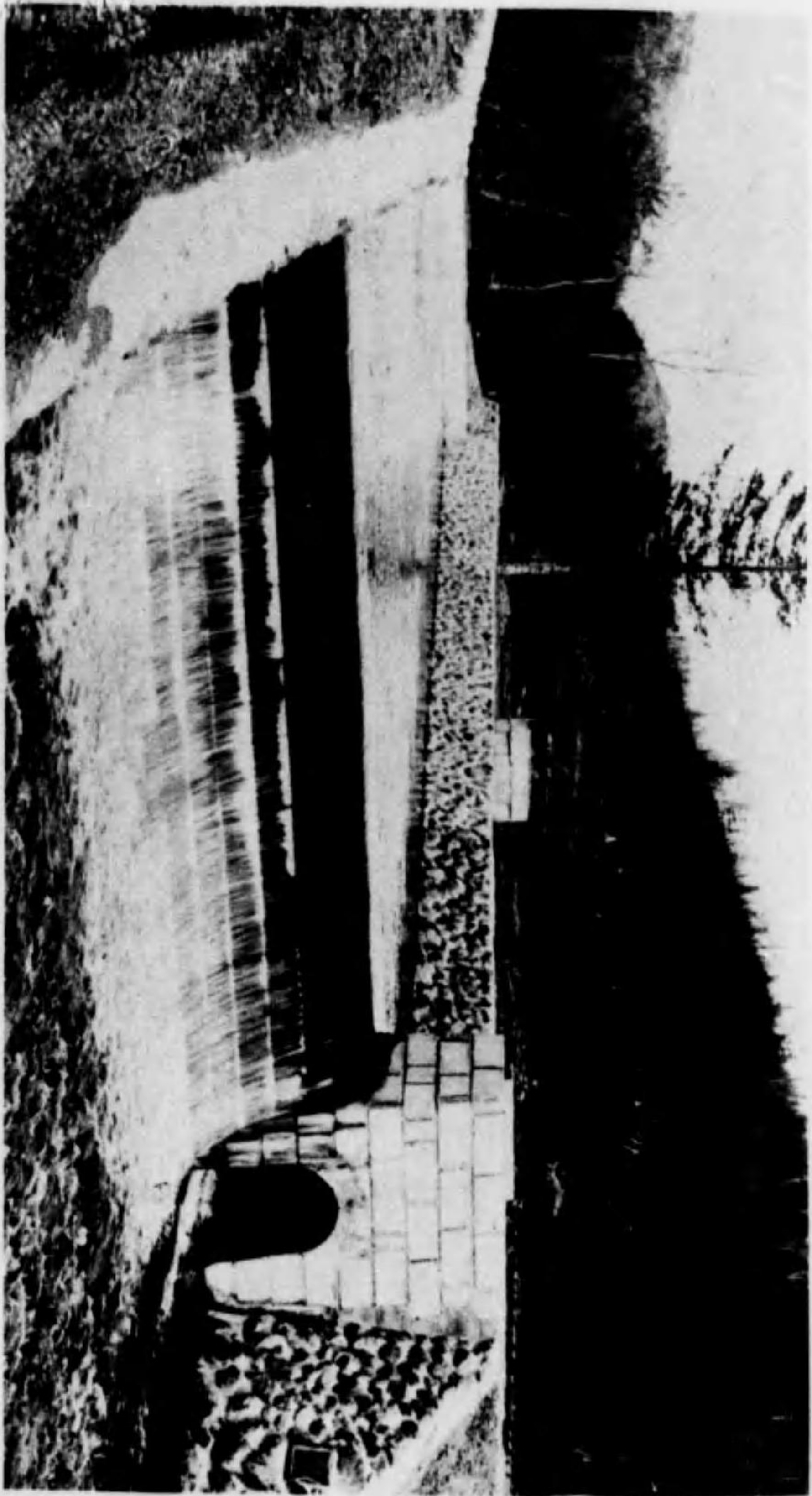
種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	一、七六〇	六、五七六	推定家督相續人の廢除	二	—
認子	一三九	一四五	家督相續人の指定	三	—
養子縁組	二〇三	一七一	入籍離籍及復雜拒絶	六	二七
養子縁	二二	一七	廢家及絶家	一五	一六
婚姻	七四〇	七〇九	分家及廢絶家再興	六五	一八
離婚	六二	四四	氏名族稱の變更及襲爵	五	一
親權後見及保佐	一四	七	就籍及轉籍	一、四三	二〇
隱居	三〇	二	追完訂正其他	五二五	五二七
死亡及失踪	八七四	五、〇七四	合計	六、三六	一三、三五八
家督相續	一三	三			一九、九四
合計	一、七六〇	六、五七六			

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に獨立せる樺太供託局を置き眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふことゝなれるも其の取扱件數竝に金額未だ多からず。

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。



地源水道水上原豊

刑 事 被 告 人	受 刑 者			種 別	年 次
	前 年 更 入	新 出 所	前 年 更 入		
二	二九	二八	二八	大正十一年	
二	一六〇	一九	一九	大正十二年	
二七	一四四	一六〇	一六〇	大正十三年	
一四	一九五	一四	一四	大正十四年	
一四	一八二	一九五	一九五	昭和元年	
二	一九四	一八二	一八二	昭和二年	